

3 荒川下流の川づくりの考え方

第1節 これからの荒川の川づくりのあり方について

(1) 荒川下流の川づくり基本構想・理念

荒川の岩淵水門より下流区間の人工放水路は、荒川下流部沿川および隅田川沿川市街地の洪水被害から人命と財産を守ることを最優先としてきた河川です。ただし、完成後、約 80 年が経過した現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場など、多様な機能を有しています。

平成 8 年に策定された荒川将来像計画全体構想および地区計画に基づき、荒川下流部では、これらの多様な機能と付加価値を高めるための川づくりが進められてきました。このような機能と付加価値を引き続き守り育てるため、「荒川将来像計画 2010」では、「放水路から川らしい水辺へ」をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取り組みを 3 つの理念に基づいて進めていきます。

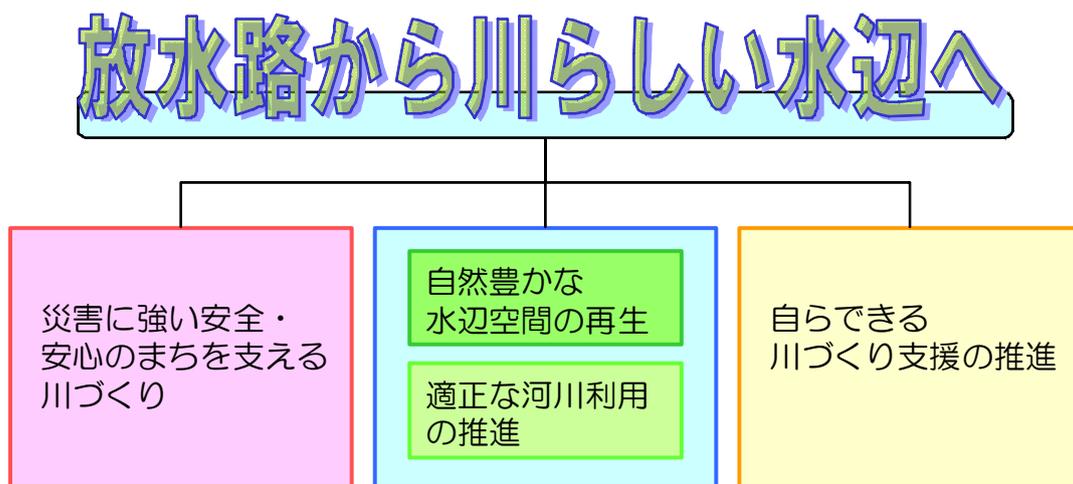


図 3-1 荒川下流部の川づくりの基本理念

1) 理念①：災害に強い安全・安心のまちを支えます。

荒川下流部の治水に対する安全性を向上させるため、洪水に対する安全性と地震時に対応した活用など災害の危機に立ち向かう強固な河川整備を推進し、まちの安全・安心を守ります。

2) 理念②：自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進します。

荒川放水路が完成から約 80 年を経た現在では、当初目的の洪水の脅威からまちを守ることに加え、スポーツ、散策、釣りなどの人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場となっています。

このような状況を踏まえ、全ての暮らしに潤いをもたらす「川の恵み」を守り育て、たくましい子供が育つ自然豊かな河川とする水辺空間の再生と適正な河川利用を推進します。

3) 理念 : 自らできる川づくり支援を推進します。

荒川下流部では、川の恵みを楽しむことや川の脅威から街を守るために一人一人が自らできる取り組みを推進し、「川と人」、「川とまち」を繋ぐ” 雰囲気づくり ” や ” 人づくり ” に取り組むことが重要です。

この取り組みとして、既往の市民団体等の活動の位置づけを再考し、川を守り育てる「川守」の仕組みとして再編成を行った上で、市民や地域と行政との連携を充実させ、より良い河川管理を推進します。

(2) これからの荒川下流部の川づくりに向けた取り組み内容

荒川下流部の川づくりの基本構想・理念を達成するためにこれからの川づくりに向けて取り組んでいく内容は以下のとおりです。

表 3-1 これからの荒川下流部の川づくりに向けた取り組み

理念		取組み
理念	災害に強い安全・安心の川づくり	水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業を推進していく
		地震時に救援活動や災害復旧活動、一時避難場所などに河川敷や河川を円滑に活用できる取り組みのほか、輸送路としての河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）の確保と危機管理を進めていく。
理念	自然豊かな水辺空間の再生	荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地や新たな自然地の創出・保全をしていく。
		荒川本川の水質改善を検討し、誰もが安全に親しめる水辺を創出していく。
	適正な河川利用の推進	河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用に当たってのマナーの悪化やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成し、誰もが気持ちよく過ごすことのできる雰囲気づくりを進めていく。
		荒川下流部での植樹やトイレ、ベンチの設置基準を荒川下流部の特性を生かした基準に改善して、治水安全に支障とならないことを前提として多くの木陰、ベンチの創出をしていく。
理念	自らできる川づくりの推進	1,600万人の利用ニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるゾーニングを示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていく。
理念	自らできる川づくりの推進	現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、市民の協働を得ながら自らできる河川管理の取り組みを行っていく。

第2節 災害に強い安全・安心を守る川づくり

(1) 堤防の決壊を防ぐために

荒川下流部は、洪水による災害の発生の防止または軽減に関して、高密度に展開した首都圏を氾濫区域として抱えていることから、荒川全体としての上下流や本支川のバランスにも配慮しながら、治水に対する安全性を向上させていきます。

1) スーパー堤防

荒川下流部は、人口資産が高密度に展開した首都圏を抱えており、氾濫した場合には壊滅的な被害が予想されます。このため、想定を上回る激しい降雨となった場合に対しても治水上の安全性を高めるため、関係機関と調整しながら、スーパー堤防の整備が進められています。スーパー堤防は、治水上の安全性を確保するとともに、沿川の土地利用と一体となって水辺に親しむまちづくりが可能となります（図2-23参照）。

平成21年度末時点において、スーパー堤防の整備状況は図3-2の通りであり、平成8年以降、事業計画区間58.2km中、11箇所2.91kmで整備が済み、7箇所7.05kmで事業が進められています。



図3-2 荒川下流部におけるスーパー堤防整備状況



図 3-3 スーパー堤防整備の概念図

2) 堤防強化、橋梁架け替え

荒川本川においては、洪水を安全に流すため、堤防の整備・強化や河床掘削による河道断面の確保、洪水時に危険な橋梁等の架け替え、護岸等の整備が進められています。平成 21 年度末時点で荒川下流部の堤防の整備・強化は、約 30% 完成しています。

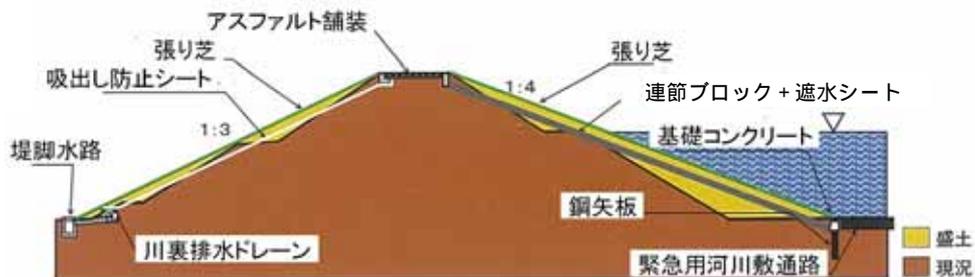


図 3-4 堤防強化のイメージ



図 3-5 京成本線荒川橋梁付近の堤防の状況

(2) 災害時の救援・復旧活動をスムーズにするための川づくり

1) 災害時の防災ネットワーク

阪神・淡路大震災では、ビルや家屋の倒壊・高速道路などの構造物が被災を受け、都市部の陸上交通が完全に麻痺し、避難や救出活動、救援物資の輸送、復旧活動などに大きな支障が出ました。

荒川下流部では、災害発生時における有効な輸送手段である舟運や、広大な河川空間を有効活用した防災ネットワークづくりを進めており、緊急用河川敷道路や防災船着場(リバーステーション)などの整備が進められています。

2) 災害時の防災拠点

浮間地区荒川防災ステーションは、洪水時や地震時に、水防活動や復旧活動を行うために必要な資材を備蓄した防災拠点として、北区と国土交通省が共同で整備した、東京都内では初の防災ステーションです。

平成21年6月から本格運用を開始しました。

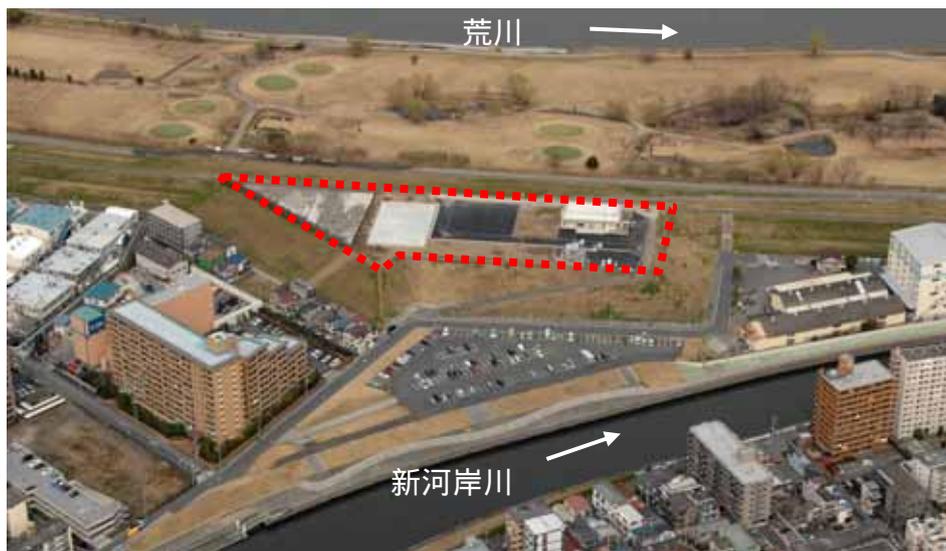


図 3-6 浮間地区荒川防災ステーション

3) 震災時の広域避難場所

荒川の河川敷の多くは、地震などの災害時における広域避難場所として、地方自治体が指定しています。広域避難場所は、地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所のことで、火災の輻射熱から身体を守るために、荒川の河川敷のような広大なオープンスペースが必要となります。

避難する際には、スムーズに避難できるようにするため、広域の行政間連携を図っていきます。

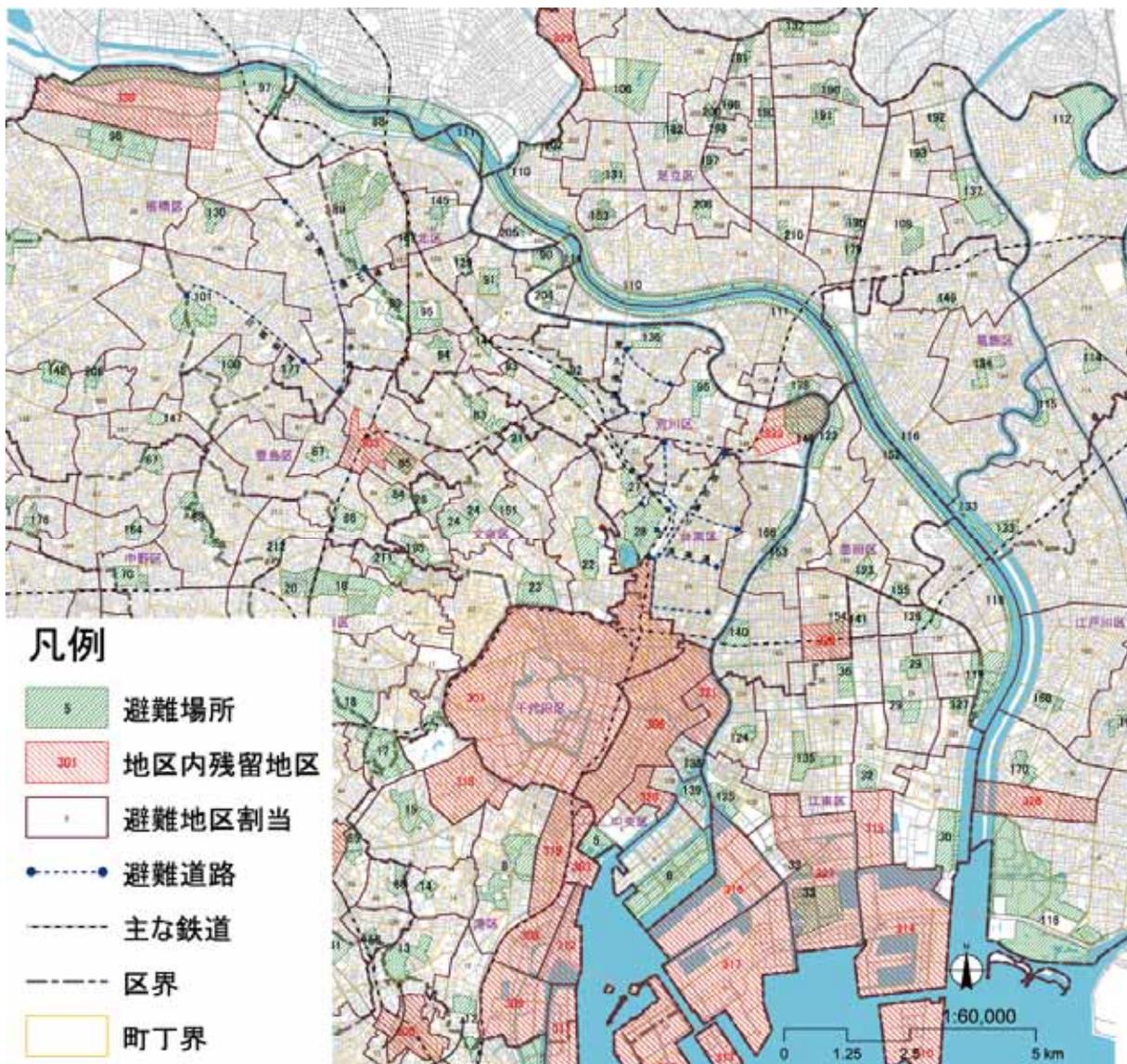
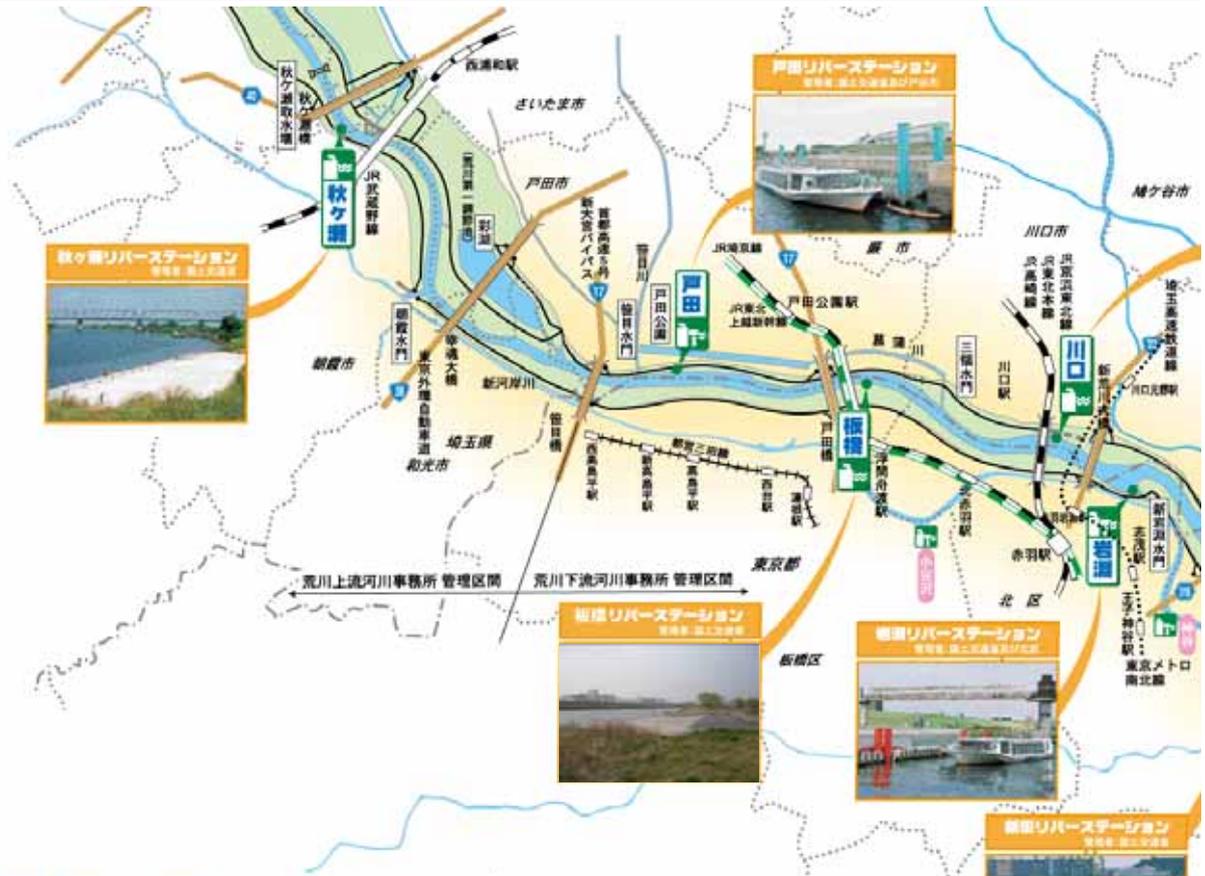


図 3-7 荒川河川敷に指定された広域避難場所

(出典：東京都防災部ホームページ、震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定(平成19年度改定)
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/hinan/pdf/hinanbasyo_dourozu.pdf、を参考に作成)



緊急用河川敷道路

緊急用河川敷道路

震災後の緊急復旧活動、緊急用物資の輸送に利用できるよう荒川の左右岸の高水敷に整備します。



アクセス坂路

緊急用河川敷道路と一般道路とを接続するための坂路等を整備します。



リバーステーションの種類



浮き桟橋型

水位に応じて、桟橋が浮き沈みます。人の乗降に適しています。



岸壁型

港湾でよく見られる形式です。荷物の陸揚げ、積み出しに適しています。



施工状況	凡例	
	タイプ	
完成		
計画		

	緊急用河川敷道路(完成)
	緊急用河川敷道路(未完成)
	アクセス坂路(完成) (緊急用河川敷道路と一般道路との接続のための坂路等)
	アクセス坂路(未完成) (緊急用河川敷道路と一般道路との接続のための坂路等)

0 1,000 2,000 3,000 4,000m



図 3-8 緊急用船着場・緊急用河川敷道路整備状況平面図

(3) 防災意識の向上のための川づくり

洪水時に特に注意が必要な箇所「重要水防箇所」や荒川浸水想定区域の指定などにより、少しでも被害を少なくするための減災対策を進めています。また、関係機関と連携して洪水ハザードマップの作成、防災情報の提供を進めるとともに、各市区で連携した防災訓練を行っています。さらに、洪水ハザードマップの更なる普及として、荒川流域の自治体が整備した洪水ハザードマップを基に「携帯版ハザードマップ」として携帯サイトで提供しています。この他、浸水深や避難所等の洪水に関する情報を標識にして、生活空間である“まちなか”に表示することにより、浸水深・避難所等の知識の普及を図り、洪水への意識を向上させる取り組みを行っています。

また、ユビキタス・ネットワーク社会（コラム1参照）を捉えた災害時の都県及び沿川市区や防災機関との相互の情報交換と一般市民への情報伝達を円滑に行う取り組みを推進しています。

今後は、これまでの取り組みを推進していくとともに、関係自治体等と連携・協働し、荒川の水災に対する危機意識を啓発・向上させ、自らできる防災への取り組みを支援していきます。

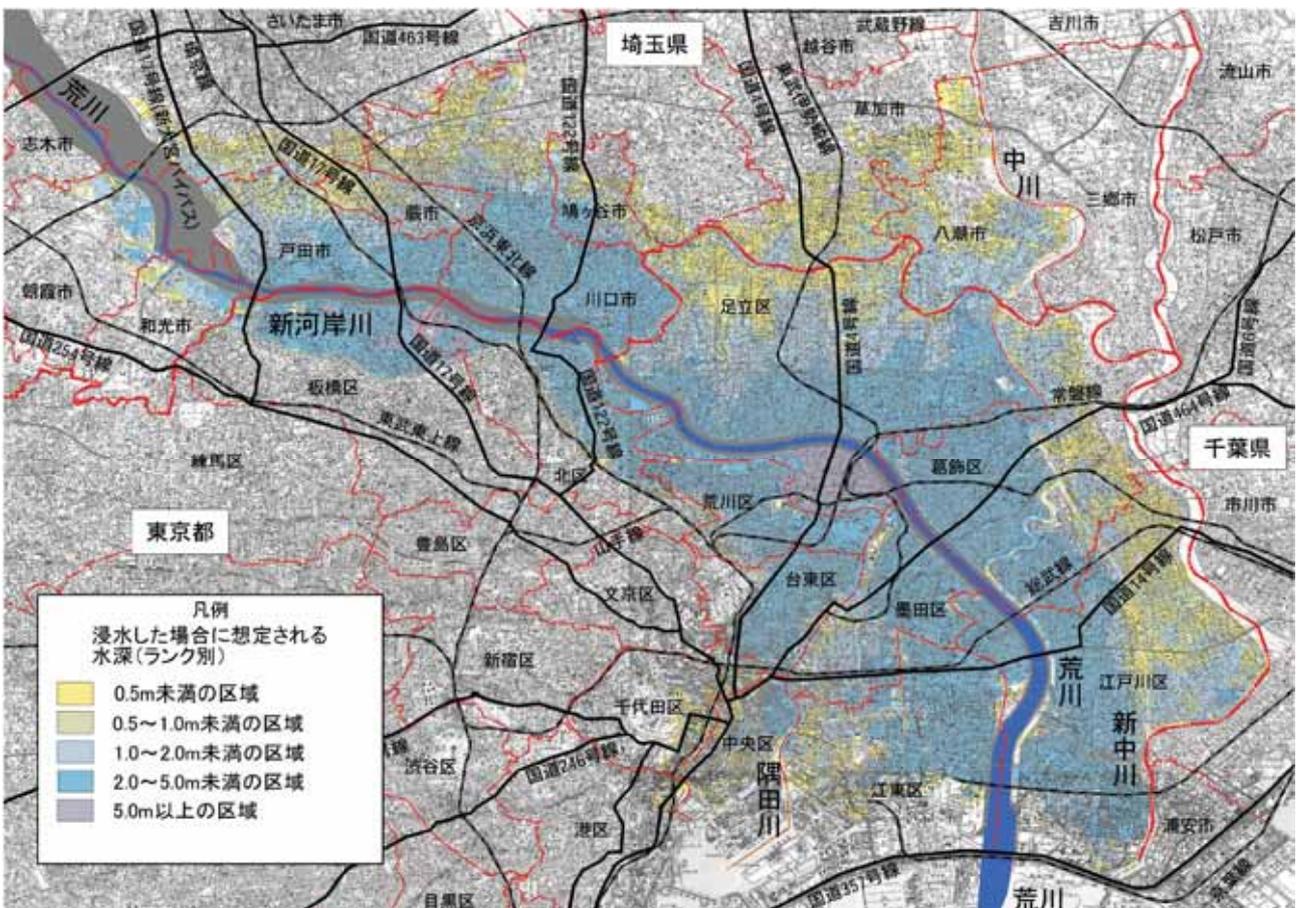


図 3-9 荒川浸水想定区域図（荒川下流部版）

『携帯版ハザードマップ』

『携帯版ハザードマップ』は、荒川流域の自治体が整備している『洪水ハザードマップ』を基に作成し、携帯サイトで提供しているものです。

アクセス方法
携帯電話機から以下にアクセスしてください。
携帯電話専用のURL
<http://www3.ktr.mlit.go.jp/arage/mobile-hm/index.html>



ハザードマップ用
QRコード



地図表示画面

図 3-10 携帯版ハザードマップについて

実際の高さをテープで表示



ここは荒川の氾濫により4m以上浸水するおそれがあります
(上の青いテープの高さ)

洪水時避難場所
だいさんいわぶちしょうがっこう
第三岩淵小学校

国土交通省荒川下流河川事務所・北区
<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/> 06.7

平成21年4月からアドレスが変更になりました。
看板のアドレスはまだ修正されていません。

図 3-11 まちなかに洪水関連情報として想定浸水深を標示した例（北区）



図 3-12 洪水関連情報（想定浸水深）標識の設置状況（葛飾区）

（コラム1）ユビキタス・ネットワーク社会

ユビキタス・ネットワーク社会とは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会です。

- ・「いつでも」とは、パソコンで作業を行う時だけでなく、日常の生活活動の待ち時間や移動時間等あらゆる瞬間においてネットワークに接続できるということ
- ・「どこでも」とは、パソコンのある机の前だけでなく、屋外や電車・自動車等での移動中等あらゆる場所においてネットワークに接続できるということ
- ・「何でも、誰でも」とは、パソコン同士だけでなく、人と身近な端末や家電等の事物（モノ）やモノとモノ、あらゆる人とあらゆるモノが自在に接続できるということ

（出典：総務省ホームページ、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h16/html/G1401000.html>）

(4) 災害発生時に備えた川づくり

緊急時は、河川内の施設の被害状況を正確かつ迅速に把握することが、適切な復旧活動を進めていく上で重要です。そのことが二次被害を最小限に食い止めることとなります。荒川では、大容量かつ高品質な情報を伝えられる光ファイバー網などを活用した河川管理システムの整備を進めています。また、沿川住民に災害情報等を迅速に周知するため、荒川下流河川事務所ホームページの充実を図るとともに、CCTV カメラの充実を図り、河川の流況、河川空間及び地震防災等のために広範囲の監視、排水機場等の操作を行う際の安全確認等に活用しています。

今後は、上記取組みのさらなる充実を図っていくとともに、市民、メディア、事業者、行政が連携し、普段の暮らしにも災害時にも役立つ情報ネットワークづくりに向けて、様々な取組みを進めます。これらの取組みにより、非常時及び平常時における河川流況、河川管理施設等の状況を的確に把握し、河川管理等における業務を円滑に遂行します。

第3節 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり

(1) 荒川下流部における河川環境の現状

1) 概要

荒川の下流部は、約 80 年前に放水路として掘られた人工河川です。開削当時の川の環境は、上流端の岩淵から千住（東武線鉄橋付近）までは、平坦で高い地盤の河川敷が設定されており、多くの土地は農地などに利用されていました。また、千住から小松川付近までは河川敷が一段低く設定され、湿地や干潟などが広がっていました。戦後の高度成長期の地下水の汲み上げによる地盤沈下によって、一部河川敷が湿地化した箇所もありましたが、昭和 38 年から着手された荒川下流部の第二次改修及び、河川敷を公園、グラウンドとして広く開放する施策（河川敷開放計画）によって、下流域の湿地や干潟などが埋め立てられ、湿地系の自然地は断片的になり、現在に至っています。荒川下流部の河川特性、自然環境、利用状況を考慮し、河口域、汽水域及び淡水域に 3 区分し、区間毎に概要を解説します。

2) 河口域（河口～約 6km 地点）

魚類、湿性植物、水鳥等、水際部の生物が多く確認される区域です。また、河道幅、水面幅はともに広く、広大な河川空間を有する区域でもあります。荒川放水路の開削当時には、この区間に河川敷はなく、水面または干潟で構成される環境でしたが、近年になって治水上の安全性確保の観点から細長い河川敷が設けられました。

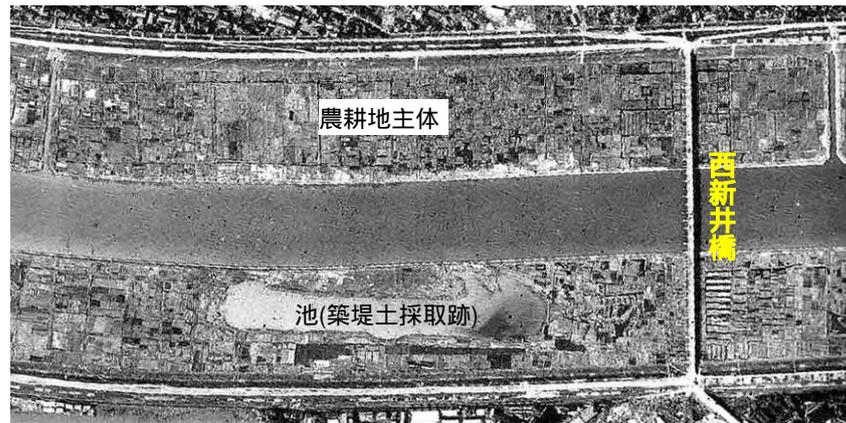
河口域では、潮の満ち引きによって海水と淡水が混じりあっています。ハゼ類やカレイ、スズキなど海と川を行き来する魚類の生息・生育保育の場となります。水際の浅瀬は大規模な干潟となり、ゴカイ、ヤマトシジミ、ヤマトオサガニ・チゴガニ等のカニ類、トビハゼなど多くの干潟生物がいます。また、これらを餌とするシギ・チドリ類やサギ類が見られます。河川敷の幅は狭く、植物の茂る場所は少ないものの、ヨシや塩水の影響がある湿地に依存するイセウキヤガラや、ウラギクなどの塩性湿地植物が見られます。



図 3-1 干潟のトビハゼやカニ類

（出典：フィールド総合図鑑「川の生物」、荒川下流ゴミマップ）

昭和 22 年
河川敷は畑
ため池有り



昭和 49 年
低水路拡幅
地盤沈下
西新井公園開設前



平成 19 年
河川敷造成
ヨシ原保全
航走波対策工



図 3-2 荒川下流部の河川敷の変遷（西新井橋上流）

3) 汽水域（約 6km 地点～約 21km 地点）

塩水と淡水が入り混じるこの区域では、河口域、淡水域に見られる生物種の混在した多様な自然環境が見られます。荒川放水路開削当時には、千住付近から下流では地盤の低い河川敷が形成され、湿地や干潟、池等の多様な環境が見られる区間でした。昭和 40 年代以降、河川敷が日常的に冠水しない程度まで嵩上げされ、市民のためのスポーツ施設、公園施設が設けられ、多くの沿川の市民が利用する区域となりました。

河口から鹿浜橋付近まではゴカイの仲間などの汽水性の生き物が浅瀬に多く見られます。

隅田川、綾瀬川、中川が隣接し、カウウやカモメ類などの水鳥やマハゼ、ボラなどの汽水・海水魚が荒川と行き来しています。河川敷にワンドや水路がある場所ではヨシ原がみられ、オオヨシキリやカルガモが繁殖しているほか、地面にはクロベンケイガニなどのヨシ原と干潟を行き来するカニが生息しています。この区間のヨシ原には、わが国唯一の汽水性のトンボで絶滅が心配されているヒヌマイトトンボの生息地が点在していましたが、現在は僅かな箇所にはしか見られなくなりました。

河川敷はシルト質でやや湿っており、放置するとヨシ原になりますが、その経過のなかでは、タコノアシやカンエンガヤツリなどの攪乱環境に対応した希少植物も観察することができます。また、ヨシ原の中にはカヤネズミの巣が見られます。



図 3-3 ヒヌマイトトンボ



図 3-4 湿地に茂るヨシ原（東四ツ木）

4) 淡水域（約 21km 地点～28.8km 地点）

21km 下流に比べてカワヤナギやエノキ等、高木が多く、オオタカやコミズクなどの猛禽類、タヌキ等ほ乳類の出現頻度が高い地域であり、猛禽類を頂点とした大きな生態系ピラミッドが潜在する地域と考えられます。また、利用面については堤内地に工場地域が広がりながらも、河川敷のスポーツ施設、公園施設には多くの市民が訪れます。大部分が屈曲していた本来の荒川の河道を改修した区域で、昭和の初め頃から大きな地形の変化はありません。洪水時には上流からの砂が運ばれ

て堆積し、下流に比べるとやや乾燥した環境が広がっていることが特徴です。植物の優占種はオギとなりますが、これら堆積地には、かつてハンノキやサクラソウが生育していました。

潮の干満による水位の変化はありますが、笹目橋付近までさかのぼると塩水の影響は最深部に僅かに見られるだけで、大部分は淡水性の魚であるコイやウグイが生息しています。河床は砂地で、カゲロウ類や、ミヤマサナエなど流水性の水生昆虫が見られるようになります。河川敷には、特にゴルフ場などを中心に、池、水路、樹林などの多様な環境がモザイク状に散在しており、ノシメトンボ、コシアキトンボ等のトンボやアカガエルやヒキガエルの生息地となっています。

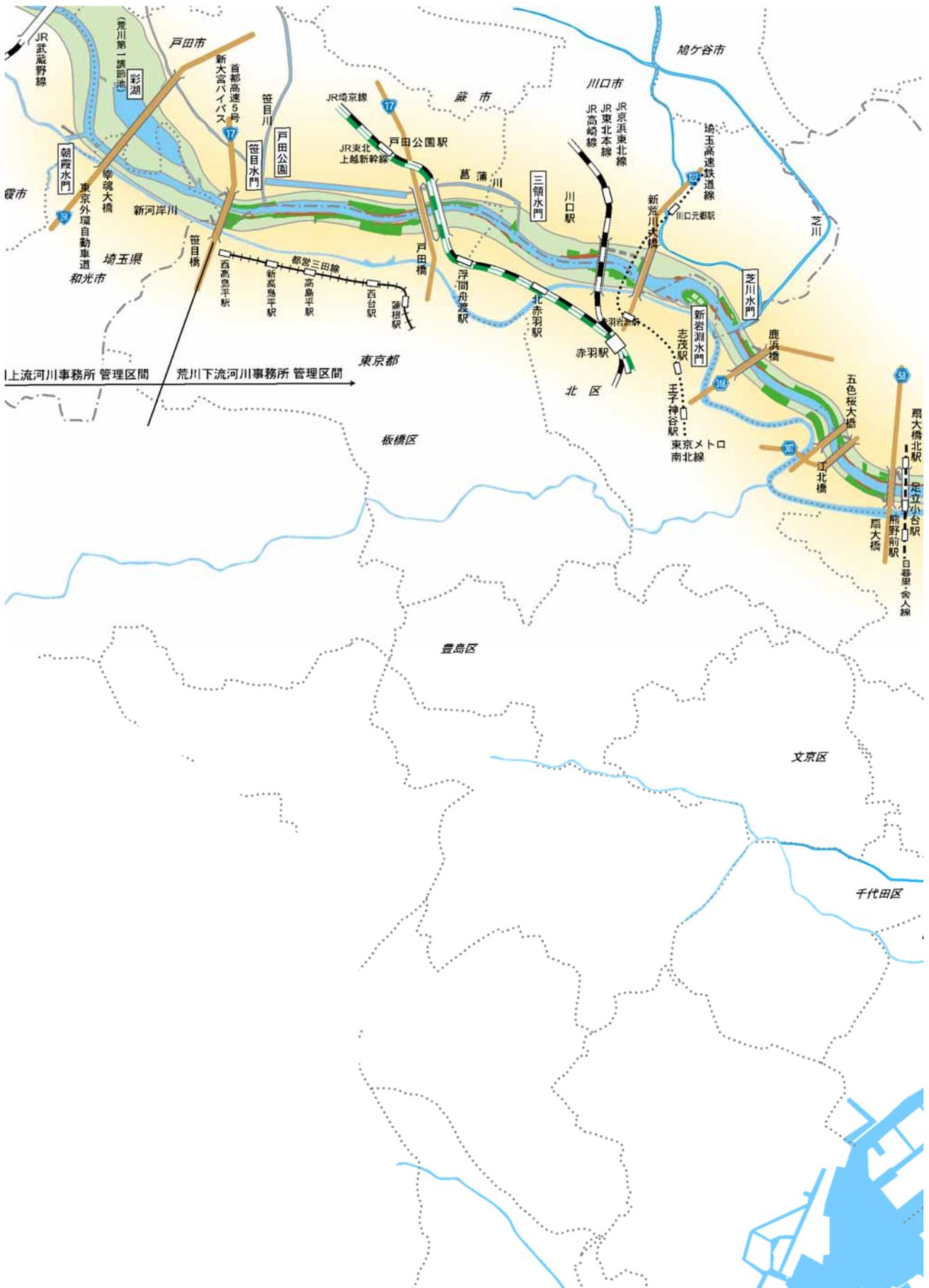
(2) 荒川下流部の自然地

現在の荒川下流部には多くの自然地が残されています。広大な水面は渡り鳥の中継地となっており、とともに、大きくまとまったヨシ原、河口部の干潟、河川敷の草地、湿地、池、水路（クリーク）などの自然地には、様々な生き物が生息しています。

このように、荒川は、東京の都心部における貴重な自然空間であり、地域の将来にとって、非常に重要な財産として期待されています。

今後、自然地の面積が減ったり、グラウンドなどの整備によって分断されたりしてしまうと、オオヨシキリのさえずるヨシ原などの、荒川下流部にふさわしい自然の風景が消えてしまう恐れがあります。

これからの川づくりは、これら自然地を核として、荒川にふさわしい自然を保全・創出・維持管理し、自然の豊かな荒川を目指します。



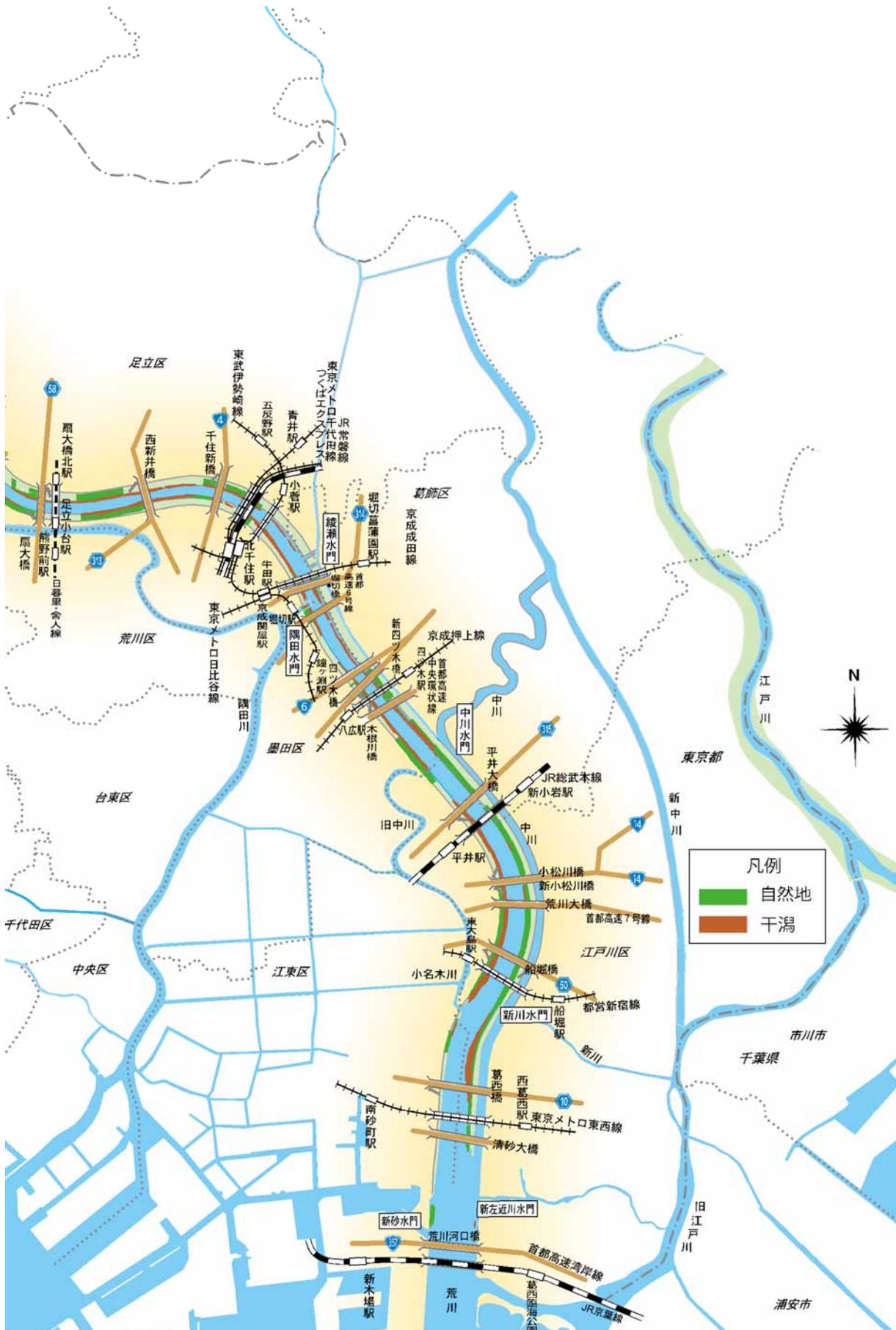


図 3-5 荒川下流部の自然地位置図

(3) 荒川下流部に望まれる自然の姿

荒川下流部において特に重要な生物の生息環境（ハビタット）と位置付けられるものは干潟とヨシ原です。また、これらを取り囲む要素として水辺（水域）、汽水の水、草原、ワンド、湿地、水路、池等があり、そこには特徴的な生き物が生息しています。例えば、水辺にはヨシ等の植物が生え、カルガモやオオヨシキリが繁殖し、草原にはネズミやカエル、ヘビ等の小動物、チョウゲンボウ等の鳥類が、水域にはハゼやコイ等の魚類、干潟にはゴカイやクロベンケイガニ等の底生動物がそれぞれ生息し、その他バッタやチョウ、トンボ等の昆虫類等、たくさんの生き物がいます。

1) 河口域の干潟

荒川の河口域には、上流から運ばれてきた細かな砂や土の粒子や栄養分が堆積している干潟があります。干潟は、干満により水没と干出がくり返されるため、水中の生き物、水際の生き物、陸の生き物のそれぞれが利用でき、生き物にとって大変重要な環境です。

干潟ではヤマトオサガニ、チゴガニ、ゴカイ、ヤマトシジミ等が、水中には、ハゼ等が多数生息しています。これらは、シベリアと南方を往復する旅鳥のシギ、チドリ類にとって重要な餌となります。

干潟から河川敷にかけては、ヨシや塩性湿地植物等の群落が形成されています。



図 3-6 河口域の干潟



図 3-7 干潟で見られるカニ類

2) 大きくまとまっているヨシ原

荒川において、水辺から浅瀬にかけてどこにでも生えている植物がヨシです。ヨシがまとまって茂っている場所を「ヨシ原、葦原」と呼んでいます。多少の塩分でも生育できるため、条件さえ整えば、たちまち水際はヨシ原と化します。

最近ではヨシ原が少なくなっていますが、荒川の様々な場所で特徴的な生き物を育てています。

例えば、レッドデータブックで絶滅危惧種に指定されているヒヌマイトトンボは、汽水の浅瀬に生えるヨシ原に生息しています。また、夏期には、荒川のヨシ原で繁殖するオオヨシキリが飛来します。オオヨシキリが安定して縄張りをつくり、繁殖するためには、まとまったヨシ原が必要です。かつては、オオヨシゴイの繁殖も見られましたが、現在は繁殖に適した大規模なヨシ原が消失したため、稀に個体が見られるだけになっています。

河口部や汽水域のヨシ原はカニ類の生息場でもあります。アシハラガニやクロベンケイガニは普段ヨシ原に横穴を掘ってひそみ、潮が引くと食物を求めてはいだしてきます。干潟とつながるヨシ原は、鳥やカニが生息する上でも重要な場所です。



図3-8 水際のヨシ原



図3-9 干潟と連なるヨシ原

3) 草原

水辺から少し離れた場所にはヨシに代わってオギ、チガヤ等が成育し、草原となり、鳥や昆虫等の小動物の生活する基盤となる環境です。

広い草原には、荒川の世界連鎖の頂点に位置するオオタカやチョウゲンボウ等の猛禽類が冬に餌を求めてやってきます。そのため、草原は猛禽類の餌となるネズミ等の小動物が生息できる環境と広さがなければなりません。また、草丈が低い草原は、多様な植物が生育する環境となっており、植物の葉を食べたり、花の蜜を吸ったりするカメムシ類・バッタ類や、チョウ類、草地の小昆虫を餌とするトンボ類などの昆虫の生息環境としてもなくてはならないものです。



図 3-10 荒川下流部に見られる草原

4) 池や水路、わんど、湿地が作り出す小さな自然

広い干潟やヨシ原、草原以外にも池や水路が作り出す小さな自然も、生き物達には重要な場所となります。こうした小さな自然では、広い面積を必要とする鳥類は繁殖できなくても、昆虫やヘビ類、ネズミ類、イタチなど小動物なら充分生きていくことができます。グラウンドやゴルフ場の脇の小さな空間でも、工夫次第では小さな生き物が生息する自然をつくることができます。

現在の荒川にはクルミやヤナギ等の樹木がわずかですが生育しています。ヤナギやエノキ等の茂みが増えれば、ゴマダラチョウなどのチョウや、クワガタやカミキリムシなどの甲虫類が増加することが期待できます。池や水路の周辺では、河川敷でも湿潤な環境となり、周辺にはミズアオイやヒメガマ等湿生の植物が繁茂します。池、水路内には、メダカ、モツゴ、フナ等のほか、カメ類、トンボの幼虫やアメンボ等の姿が見られます。

小さな自然は、人間の利用と調和しながらトンボ、バッタ、チョウ等の生息地として、また鳥類たちの移動の中継地として荒川の生息環境を支える機能を持ちます。



図 3-11 河川敷のワンド（北区・子どもの水辺）



図 3-12 ゴルフ場の水路（都民ゴルフ場）

(4) 自然地の保全と再生の考え方

荒川の自然の現状を踏まえて、「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、次のような考え方に基づき荒川の自然を保全し創出する計画としました。

1) 荒川の自然を再生する

自然地ネットワークの形成

現在残されているまとまった自然地は保全します。また、必要に応じてその規模の拡大を図ります。その他の自然地についても、荒川における自然度向上に向けて創出を図り、荒川の自然ネットワークを形成します。水際についても、自然ネットワーク形成の重要な要素なので、できるだけ連続的な自然地の保全・再生を図ります。

荒川らしい自然景観の保全と自然の再生

荒川の下流部は、大河川ではありますが、人工河川として地形的にはやや単調であると言えます。

現存する干潟やヨシ原、ワンド、湿地等の様々な自然地を保全し、都会に住む人々の“癒しの場”として多様な水際空間を持った大河川の自然景観を創出します。

地形や地質等の条件が異なるため、目指すべき自然の姿は場所により様々です。再生すべき自然を適切な場所に再生することが重要です。その際、日本固有種を守るため外来種対策を進めながら多様な種で構成される植物群落をできる限りまとまった面積で保全していくこととします。



図 3-13 水際のヨシ原



図 3-14 水際の干潟

2) 荒川下流部の自然地の考え方

荒川下流部の自然地は、「潜在的に持っている有るべき自然環境を保全・再生する空間(以下、「自然保全地」という)」と「市民が自然に親しむ場、または子供たちの環境学習や家族で利用する場を整備する自然空間(以下、「自然利用地」という)」として位置づけます。

なお、「荒川将来像計画 1996」では、荒川下流部の河川敷の自然度を向上させるため、大規模から小規模までの自然地を位置づけ、自然を育むことを優先してきましたが、「荒川将来像計画 2010」では、自然地を適切に維持管理していくこととします。

自然保全地

自然保全地は、荒川を川らしい川として構成する環境要素とするほか、荒川下流域の持つべき自然環境を再生・保全し、次世代に良好な河川環境を引き継ぐために不可欠な区域と考えています。ここでいう良好な河川環境とは、多様な生物の生息・生育環境となっていること、より広域的な視点では荒川周辺地域を含めた生態系が維持されているような環境をいいます。

自然保全地の管理は、国、自治体、市民、企業が連携し、一体となって、最低限の環境管理を行います。

自然利用地

自然利用地は、市民が自然に親しむ場として開放した自然地の区域と位置づけます。水辺の楽校、環境学習、自然観察等に利用できる環境の創出・維持を目指します。自然保全地は次世代に引き継ぐ環境と位置づけたのに対し、自然利用地は、水辺の楽校、環境学習、自然観察等を通じた教育の場となり、次世代を育てる環境となります。

また、自然利用地間は散策路を設け、ネットワークの形成を図ります。

自然利用地の管理は、利用に際しての安全性に配慮しつつ管理を行います。管理にあたっては、国、沿川自治体、市民、企業が連携を強化し、一体となって管理を行います。



図 3-15 自然保全地の例

(江戸川区 小松川自然再生試験工事地区)



図 3-16 自然利用地の事例

(北区・子どもの水辺)

3) 自然地の管理について

現在の荒川下流部では、自然地を放置すると藪化が進み、不法投棄ゴミや不法構造物等を誘発することが課題となっています。

洪水による自然攪乱の乏しい現在の荒川において、「自然保全地」と「自然利用地」という自然環境を保全・再生するためには、国、沿川自治体、NPO 団体、市民が一体となった管理を行うことが、次世代に引き継ぐ環境、次世代を育てる環境として重要と考えます。そのため、活用内容に応じた基本的な管理内容と役割分担を明確にし、国・自治体・地域住民の協働により、継続した維持管理とモニタリング調査を行う仕組みづくりを構築し、運営していきます。

板橋区では荒川下流河川事務所・板橋区役所の協力の下、板橋区生物生態園に繁茂した樹木を伐採管理するため、市民自らがボランティアと一緒に樹木調査、「指導者会合」という調査関連団体代表および河川管理者を交えた協議を実施しています。それらの結果は、伐採計画の検討において貴重な基礎情報となります。また、伐採自体は自治体を実施する体制が組まれています。



図 3-17 板橋区生物生態園における地域による自主管理の取り組み状況

(コラム2) 管理責任

荒川下流部では、市民からの要望として、水辺に近づきたい、水辺で遊びたいという意見があります。

その一方で、事故が発生した場合、河川管理者である国や河川敷を占有している自治体が管理責任を問われることもあり、柵を設けたり、立ち入り禁止にしたりする場合があります。

このように行政と市民との立場や認識の違いが、自然地管理の難しい課題となっていますが、水辺利用は、河川敷利用者の自己責任を原則とするとともに、安全管理の目安は、今後2市7区共通のルールを作成していきます。

(5) 水辺の再生と管理について

「荒川将来像計画 1996」では水際の整備について、干潟タイプと湿地化タイプの2種類を設定し、荒川下流部の水辺を多自然化により自然環境の豊かな水辺にすることとしていました。河岸再生の取組みとして、千住桜木地区や新砂地区、小松川地区等で、水際の整備を順次進めていますが、治水上の安全性を確保する観点や背後地の利用状況等から整備が難しい面もあり、河川敷の利用目的をふまえた水際の整備方法や洪水を安全に流すために現状を改変できない箇所での明確化、及び維持管理体制の検討が課題となっています。

これをふまえ、荒川下流部の河口から笹目橋までの左右岸において、以下の基本的な考え方により、連続的な自然地の保全・再生を図りながら、多様な生物が生息・生育できるとともに、人々が水辺を楽しむことができる水辺整備を推進します。

また、荒川下流部の水辺は、人が川に触れ合える貴重な空間であることから、水辺に連続した遊歩道の整備を推進します。

1) 水辺の整備について

荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」、「湿地化タイプ」、「親水タイプ」、治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプを基に、検討していきます。

整備方針は、各地区別計画で立て、2市7区の各荒川市民会議等での意見を考慮します。干潟やワンド等のエリアでは、必要に応じて水辺に沿った散策路兼管理用通路や堤防側から水辺に近づくための通路の整備を行います。

表 3-1 荒川下流部における水辺整備のタイプ

	タイプ名	内容	備考
A	干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う	1
B	湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う	1
C	親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する	2
D	直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する	2

1：「荒川将来像計画 1996」の考え方を踏襲するタイプ

2：「荒川将来像計画 2010」において新たに設定するタイプ

干潟タイプ

干潟タイプは、水面と河川敷を分断している既設護岸を撤去して緩やかな水辺を創出し、合わせて航走波対策として消波施設(木工沈床など)を整備して、ヨシ原や干潟の保全・再生を図ります。



図 3-18 干潟タイプの候補箇所(西新井橋上流右岸付近)

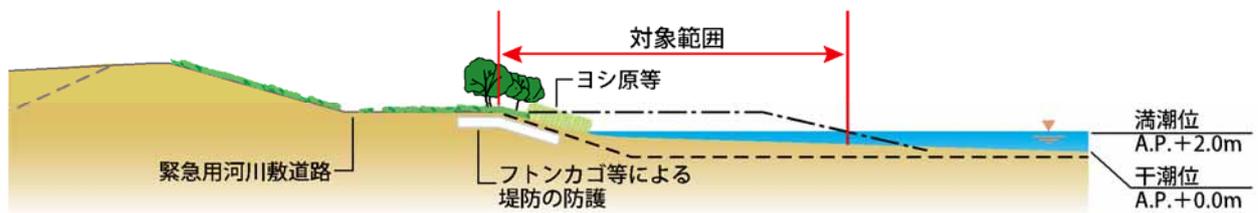


図 3-19 干潟タイプの横断形状イメージ



図 3-20 干潟タイプのイメージ
(小松川地区自然地再生試験工事、江戸川区)

湿地化タイプ

湿地化タイプは、河川敷を掘削して湿地やワンドを創出し、湿地環境の整備を行います。



図 3-21 湿地化タイプの候補箇所（川口市、JR 東北本線橋梁上流）



図 3-22 湿地化タイプの横断形状イメージ



北区・子どもの水辺（北区）

葛飾あらかわ水辺公園（葛飾区）

図 3-23 湿地化タイプのイメージ

親水タイプ

親水タイプは、グラウンドや広場等の河川敷利用と合わせ、これらを利用する市民が水辺を一体的に利用できるように、階段護岸等の親水護岸とします。



図 3-24 親水タイプの候補箇所（足立区、虹の広場）

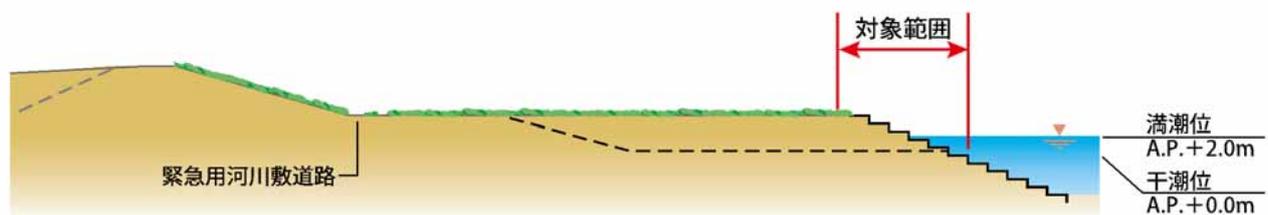


図 3-25 親水タイプの横断形状イメージ



図 3-26 親水タイプのイメージ（足立区 虹の広場）

直壁護岸タイプ

直壁護岸タイプは、治水上や河川敷利用の観点から、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持するタイプとします。堤防の安全上の観点から十分な河川敷幅がない場合、水門等の治水施設がある場合、河川敷利用が水辺までされており改変が難しい場合が該当します。



図 3-27 直壁護岸タイプの候補箇所（1/2）



図 3-28 直壁護岸タイプの候補箇所（2/2）

2) 水辺のネットワークについて

荒川下流部では、市民から「水辺に近付きたい」、「水辺の自然化を進めてほしい」という要望が寄せられています。その一方で、社会情勢の変化などから河川敷の主に自然地において不法行為（工作物の設置、不法耕作）が多く見られています。

水辺の安心・安全な利用や不法行為の抑止対策として、水辺整備を進め、安心・安全な利用が行えるような、ネットワークを形成していきます。

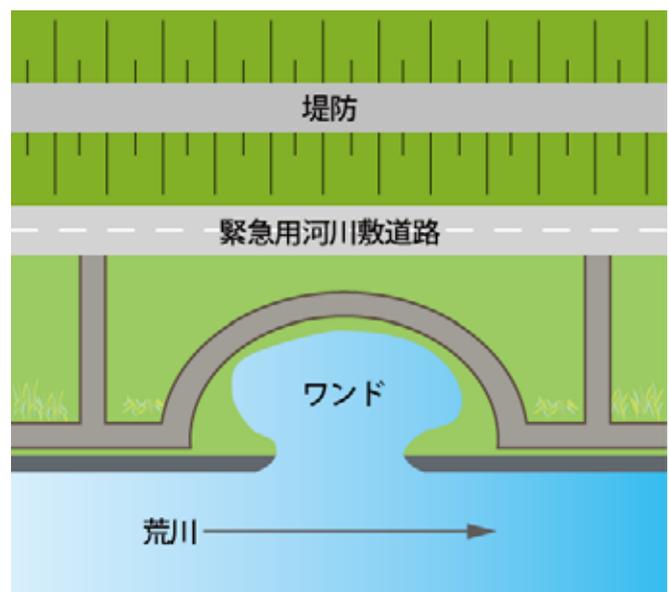
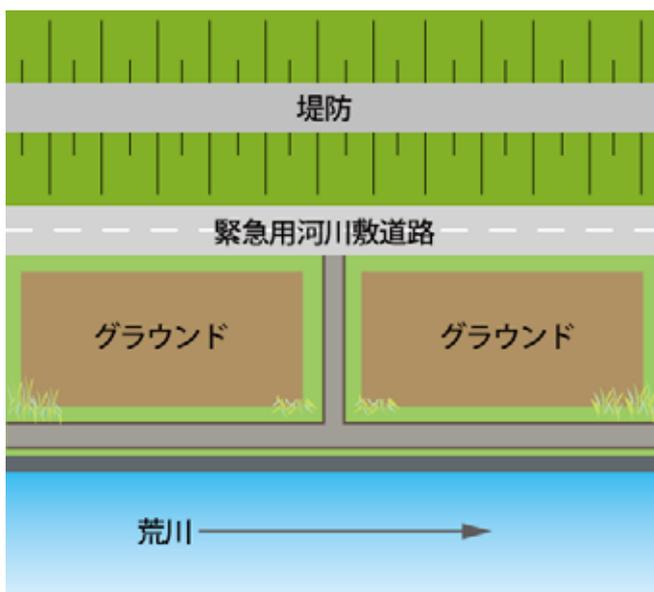


図 3-29 水辺の管理用通路のイメージ（利用地）

図 3-30 水辺のネットワークのイメージ（自然地）



図 3-31 管理用通路の例

3) 水辺の維持管理について

河川敷の維持管理と同様に、水辺の維持管理を適切に行わないと、水辺に近づくことができず、漂着ゴミが溜まる等の理由により水辺環境が悪化するため、水辺の保全、整備箇所の適切な維持管理を実施していきます。

公共性の高い治水機能の確保については、河川管理者が基本的に維持管理していきますが、水辺の親水利用については、治水機能に追加される部分であることや、水辺の親水利用という住民サービスの向上を図る上では身近な自治体が関与するのが望ましいと考えられることから、河川管理者と自治体の両者が携わることを基本とし、維持管理の分担を以下のとおりとします(図3-32、図3-33参照)。

水面区域については、河川管理者である国が漂着ゴミの回収や処理を行います。

水際区域については、国、自治体、市民の協働により、ゴミ拾いやゴミ処理、草刈、外来種対策を行います。なお、今後、新たに水際を一体的に利用できる形態に整備する場合は、管理協定を締結する等により、管理者を明確にします。また、整備した水際の日常管理として、ゴミ拾いや草刈等の適切な維持管理を行います。

自然利用地における安全管理については、河川敷利用者の自己責任を原則とするとともに、安全管理の目安は、今後2市7区共通のルールを作成していきます。

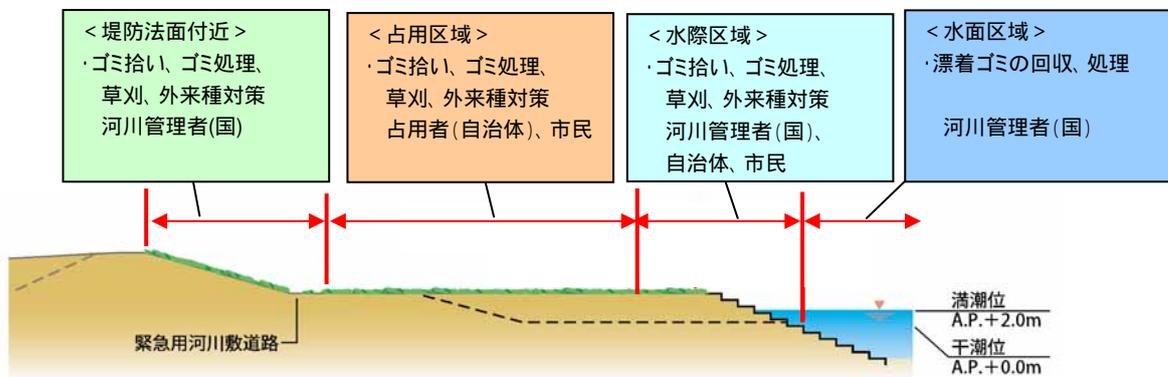


図 3-32 河川敷における維持管理のイメージ (利用地・自然利用地)

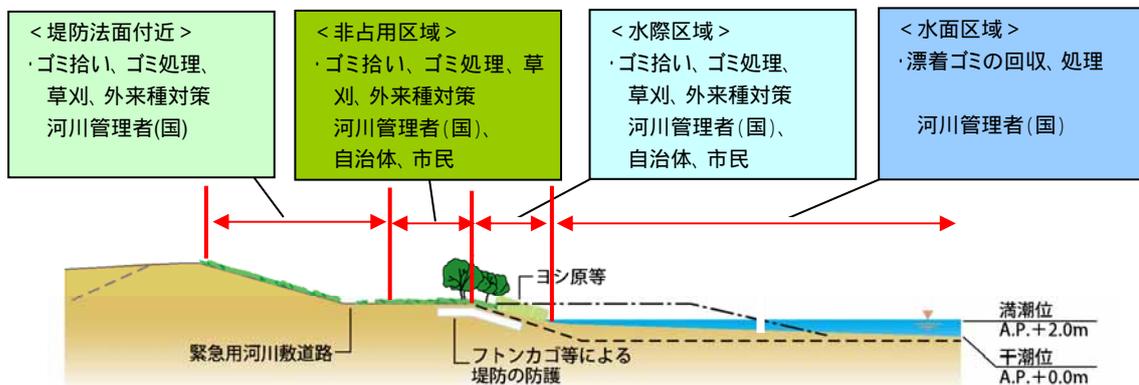


図 3-33 河川敷における維持管理のイメージ (自然保全地)

(6) 外来種の対策

自然環境保全に関する様々な取り組みが実施されていますが、外来種対策は河川管理における大きな問題となっています。荒川下流部での植物調査では、主な外来植物として、オオキンケイギクやアレチウリ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウが確認されています。

これら外来種は、その生育域を分布拡大して在来生物（古来その地域に生息・生育する生物種）の生息・生育環境を犯す可能性を有しています。その中でも特に侵略性が顕著な一部の種は特定外来種に定められています。荒川では特定外来種2種（オオキンケイギクとアレチウリ）が確認されています。

今後、外来種の駆除にあたっては、国と自治体、市民が協働していく取り組みを進めていきます。



アレチウリ



オオブタクサ

図 3-34 荒川下流部で見られる特定外来種

（出典：わかりやすい外来植物対策の手引き）

（コラム 3）特定外来生物の指定

平成 18 年 2 月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）」に基づき、追加指定された特定外来生物、未判定外来生物及び種類名証明書の添付が必要な生物に係る規制が開始されています。この中で、特に陸上植物 5 種類（オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、アレチウリ）については、国土交通大臣が環境大臣とともに外来生物法第 11 条に基づく防除の主務大臣等となっており、これらの外来種を防除していく義務があります。

(7) 荒川の水質の改善について

1) 水質の現状

荒川下流域では、戦後の急激な都市化の進展により、埼玉県を流れる支川綾瀬川・芝川、菖蒲・笹目川等では水質が著しく悪化し、荒川本川もその影響を受けていました。

これらの支川では、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）を策定し、市民や行政が一体となって流域全体で様々な取組みを実施しており、その結果、近年では水質は改善傾向となっています。

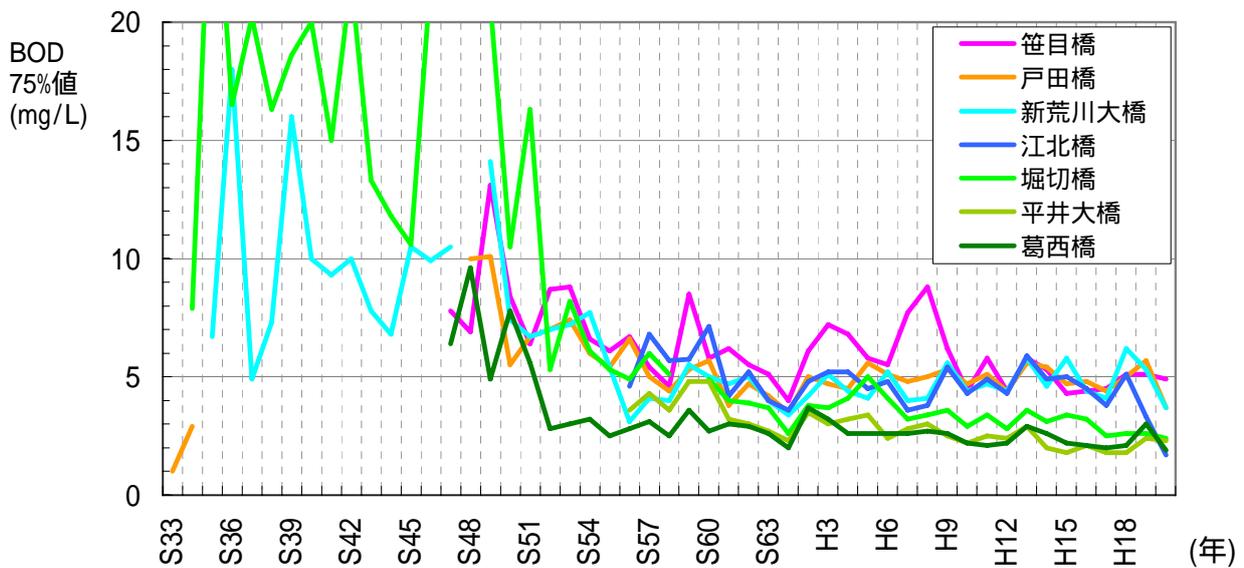


図 3-35 荒川本川の水質の変遷



図 3-36 荒川支川の水質の変遷



図 3-37 荒川下流部の水質観測地点と類型指定状況

2) 水質の改善に向けた取り組み

荒川下流部の水質は、主に支川における水質の改善が課題となっており、綾瀬川・芝川、菖蒲川・笹目川では、「水環境改善緊急行動計画」を策定し、市民や行政が一体となって流域全体で様々な取り組みを進めています。その一環として、荒川からの導水事業を進めており、現在モニタリングを実施しています。これらの取り組みの結果、支川における水質は改善の傾向にあります。今後とも市民と行政が一体となって、取り組みを進めていく必要があります。

また、水質の改善には、荒川上流域を含めた流域全体の住民の理解と努力が重要であり、地域住民が荒川への関心を深めるため川に接する機会を増やし、現状の水質とこれから目指す水質の理解を促進する取り組みを考える必要があります。

(コラム4) 水質環境基準に係る水域類型指定制度について

(1) 環境基準

河川の水質には、環境基本法第16条で、次の2種類の環境基準が規定されています。

ア 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

水銀やカドミウムなど26項目の基準で、全国一律に適用されています。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

日常生活や事業活動で必要とされる、川のきれいさの指標です。有機物による汚濁を示すBOD（生物化学的酸素要求量）や、水中の酸素の量を示すDO（溶存酸素量）など5項目の基準で、類型が指定された水域に適用されています。基準値は、指定された類型ごとに異なります。

表3-2 類型毎の環境基準

類型	水素イオン濃度 pH	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊物質量 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌群数
AA	6.5~8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下
A	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1000以下
B	6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	5000以下
C	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	-
D	6.0~8.5	8以下	100以下	2以上	-
E	6.0~8.5	10以下	浮遊物なし	2以上	-

単位は、BOD、SS、DOがmg/L、大腸菌群数が個/100mL。

(2) 水域類型指定

類型には、AA、A、B、C、D、Eの6段階があり、AA類型は最もきれいな水域です。類型は、水質汚濁の防止を図る必要のある水域に、各水域の利用目的等に応じて定められています。

類型が指定されると、その水域には環境基準（生活環境項目）が適用されます。類型の指定は、複数県にまたがる重要な水域については国が、その他の水域については県知事が行っています。

表3-3 類型別水域の利用目的

類型	利水の内容
AA類型	水道の取水（ろ過を行うだけで飲める程度）
A類型	水道の取水（沈殿ろ過を行えば飲める程度） 漁業活動（ヤマメやイワナがとれる程度）
B類型	水道の取水（高度な浄水操作を行えば飲める程度） 漁業活動（サケやアユがとれる程度）
C類型	工業用水の取水（沈殿処理を行うだけで使用できる程度） 漁業活動（コイやフナがとれる程度）
D類型	工業用水の取水（薬品注入処理を行えば使用できる程度）
E類型	工業用水の取水（特殊処理を行えば使用できる程度）

(コラム5) 支川への浄化導水事業

水環境の悪化が著しい綾瀬川・芝川、菖蒲川・笹目川では、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）を策定し、その取組みの一環として、これらの支川の上流に荒川の水を導水する取り組みを実施しています。

綾瀬川・芝川等浄化導水事業

- ・ 工事期間：平成9年～平成15年
- ・ 導水事業：平成16年から試験導水及び導水による効果に関する水質調査を行っています。
- ・ トンネル上部を地下鉄、下部を導水路として利用



図3-38 綾瀬川・芝川等への導水経路



図3-39 綾瀬川への放流口

菖蒲川・笹目川等浄化導水事業

- ・ 工事期間：平成15年～平成18年
- ・ 導水事業：平成18年から試験導水及び導水による効果に関する水質調査を行っています。



図3-40 菖蒲川・笹目川等への導水経路



図3-41 笹目川への放流口

第4節 適正な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

(1) 荒川下流部の河川利用の現状

1) 河川空間利用の現状

荒川下流部の河川空間は、総面積約 1,644ha (平成 19 年度末) で東京東部地域最大のオープンスペースとなっています。そのうち、河川敷は 688ha で 41%、水面は 668ha で 40%、堤防が 288ha で 18% です。

河川水辺の国勢調査 (河川空間利用実態調査) の結果によれば、荒川下流部の平成 18 年度の年間河川空間利用者総数 (推計) は約 1,598 万人であり、沿川自治体 (2 市 7 区 : 約 402 万人) からみた、1 人あたりの年間利用回数は 4.0 回でした。

年間の利用場所割合をみると、河川敷が全体の約 72% を占め、堤防 23%、水際 4%、水面 1% となっています。利用形態割合をみると散策等が 51% と最も割合が高く、次いでスポーツが 44%、釣りが 3%、水遊びが 2% です。

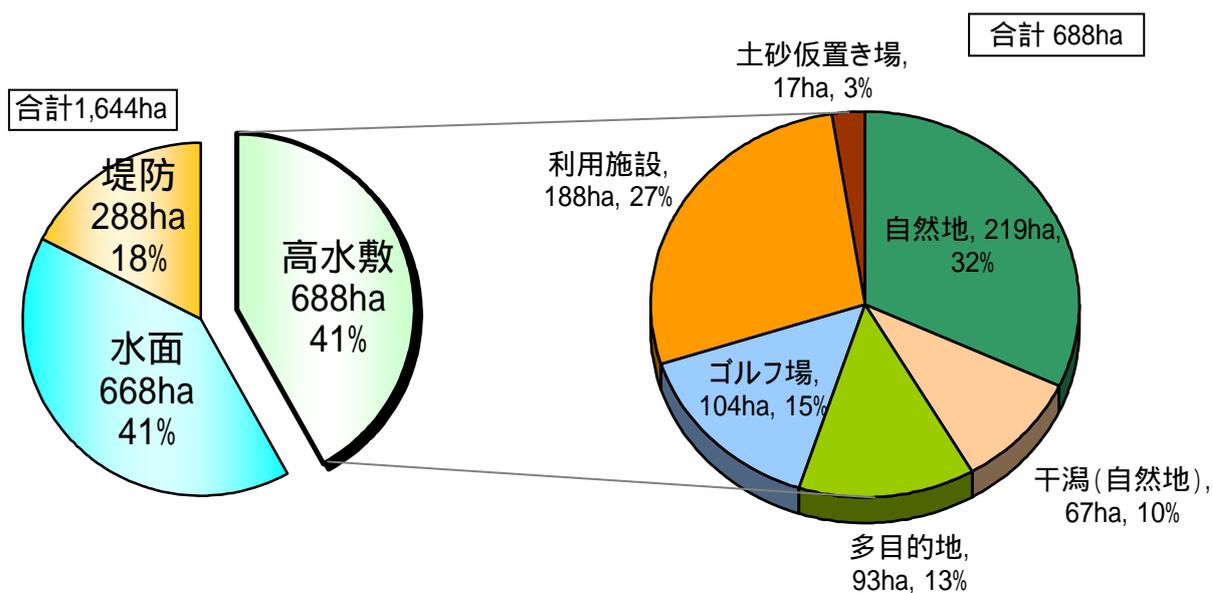


図 3-1 荒川下流部の河川空間の割合

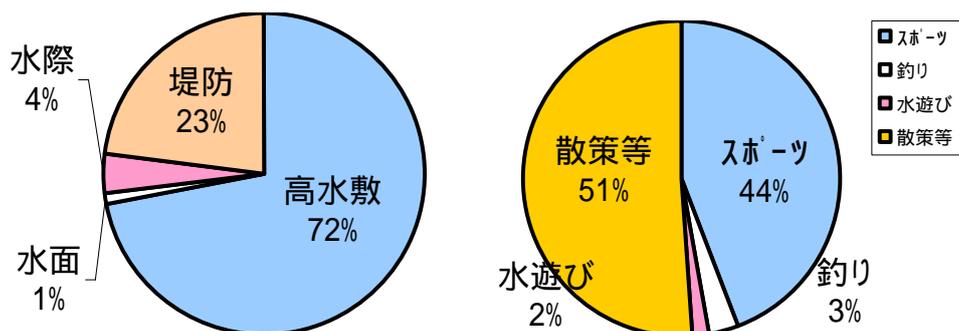


図 3-2 平成 18 年 3 月の年間河川空間利用の内訳 (左 : 利用箇所、右 : 利用形態)

2) 河川敷利用の現状

河川敷の利用は、施設系の利用と、自然系の利用に大別されます。

施設系の利用としては、野球場、サッカー場、ゴルフ場、テニスコート、ゲートボール場等として利用されています。ゴルフ場は、比較的河川敷の広い上流部に集まり、野球場等のスポーツ利用は全川で見られます。公園となっているところでも施設の内容としては野球場、サッカー場等がほとんどであり、都市域の河川敷でのスポーツ利用の要請の強いことを物語っています。

自然系の利用としては、散策、緑地広場等の利用があげられ、都市域に不足しがちな、リフレッシュ、憩いを求めた利用と言えます。さらに、河原や水際部の自然地を活用して、自然観察、虫とり等の体験的、学習的な利用も行われています。また、花火大会イベントやマラソン大会の会場としても利用されており、このように荒川下流部の河川空間は、多様な利用に応える場となっています。

平成 20 年現在、荒川下流部の河川敷利用面積の内訳は、スポーツグラウンド、ゴルフ場、公園等の施設系の利用が 296ha で 47%と約半分を占めており、自然保全地、水際の自然地の面積は 253ha で 40%となっています。



図 3-3 ウォーキング



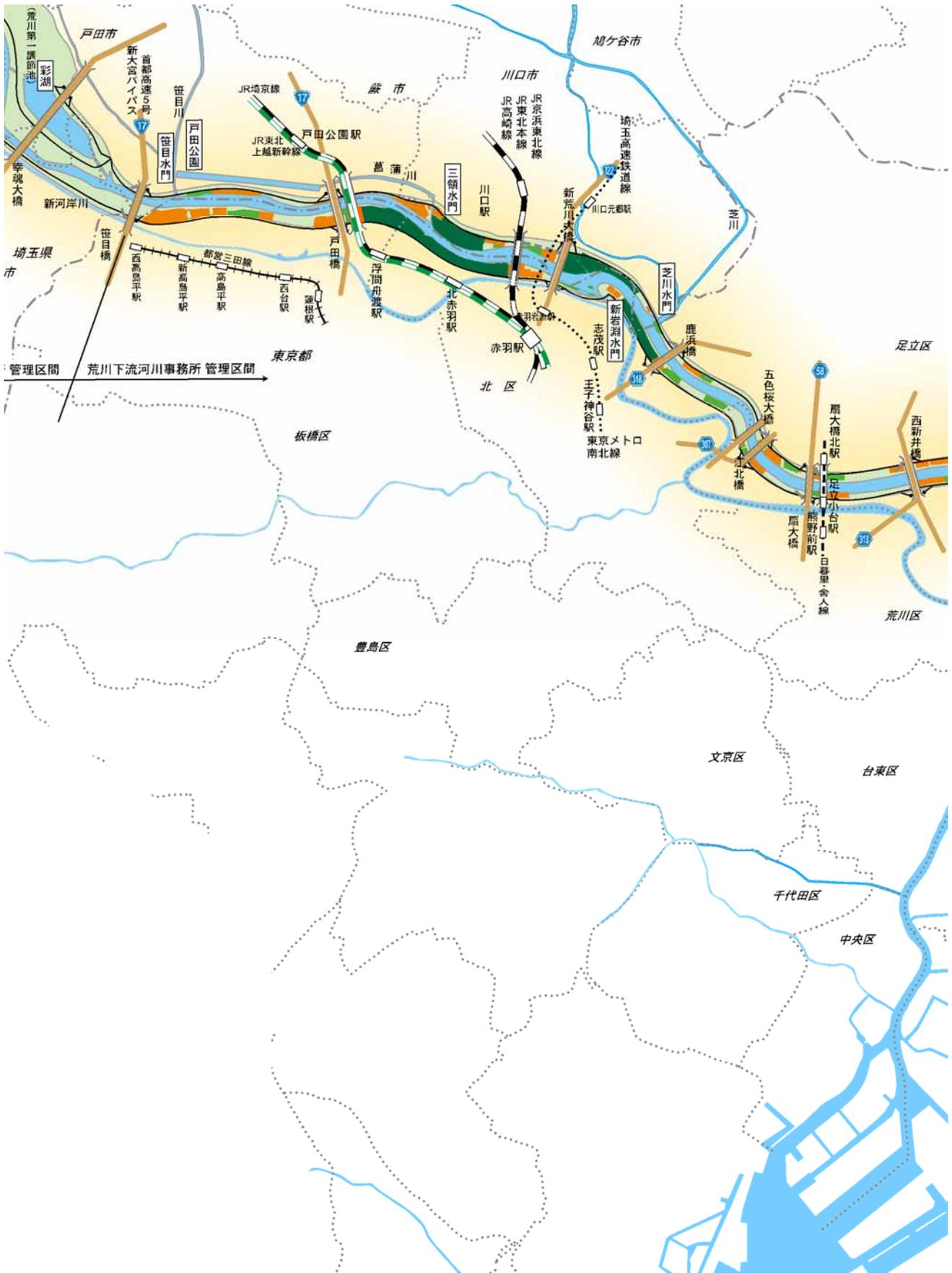
図 3-4 サイクリング



図 3-5 野球



図 3-6 荒川市民マラソン



(コラム6) 荒川下流部の河川敷利用者アンケート調査結果(平成20年度)

荒川下流部の河川敷利用者及び沿川住民等に実施したアンケート調査(有効回答 3,644 票/平成20年3月末)によると、自然地については、増加を求める意見が74%でした。一方、スポーツグラウンドは、現状維持を求める意見が69%であり、公園施設については、増やしたいが50%、現状維持が43%となっており、今後はバランスある配置が課題となっています。

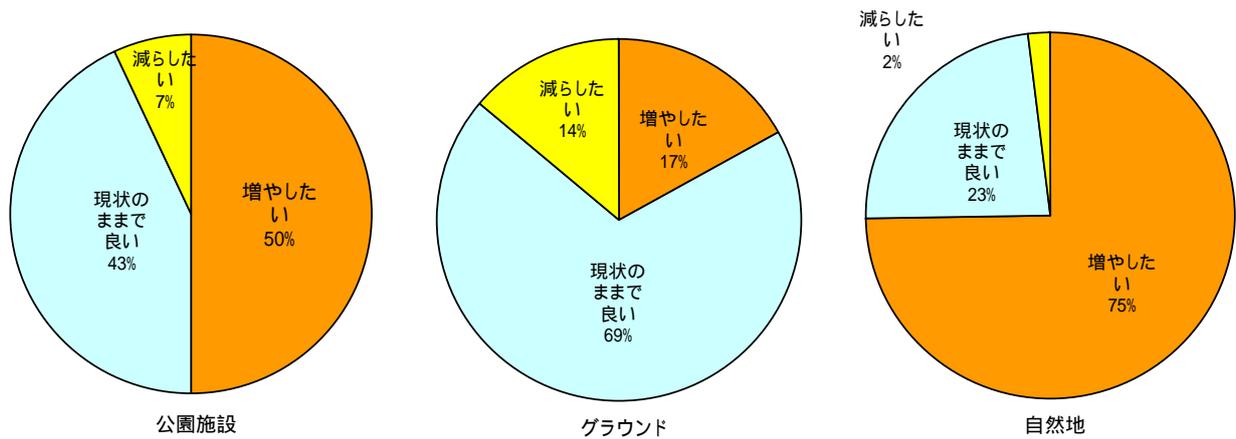


図3-8 アンケート調査による自然地、グラウンド、公園施設に対する住民等、利用者の意向



図3-9 アンケート調査実施状況

利用施設・多目的地の現状

荒川の広々とした河川敷は、沿川の住民にとって、快適にスポーツを楽しむ貴重な空間といえます。密集した市街地の続く沿川自治体では、荒川の河川敷に整備したグラウンドの果たす役割は大変大きく、沿川 9 市区では、全グラウンド数の約 1/3 に達しています。密集した市街地の続く沿川自治体では、荒川の河川敷の緑地公園は、沿川の住民にとって、貴重な憩いの空間といえます

荒川下流部には、約 239ha の公園緑地があり、休日には多くの市民に利用されています。

また、「荒川将来像計画 1996」では、河川敷の自然度向上の取り組みを進め、小さな自然地と大きな自然地や水際のネットワークを形成させるとともに、グラウンドでは、可能な限り草地化することや、周辺に荒川の水を引き込んだ水路を掘ること、グラウンドが連続しないよう間に自然地を配置し、昆虫などの生物生息空間を確保することを位置づけていました。

「荒川将来像計画 1996」の策定から 10 年余りが経過したことで、グラウンドの草地化やグラウンド間に草地や灌木、水路等を設置する取り組みが進められてきましたが、グラウンド間に池や藪を設けることでグラウンド利用者から安全上の課題も指摘されています。

ゴルフ場の現状

現在、笹目橋より下流の荒川の河川敷には、4つのゴルフ場があり、面積は合計約104haに上っています。ゴルフ場は、利用施設の中では、芝生やシダレヤナギなどの良く管理された緑の多い場所となっています。また、ゴルフ場の中には、水路（多くは雨水等の排水用）や池が数多く残されており、メダカやゲンゴロウブナ（ヘラブナ）などの魚が生息しています。

「荒川将来像計画1996」では、河川敷の自然度向上の取り組みを進め、小さな自然地と大きな自然地や水際のネットワークを形成させるとともに、ゴルフ場の自然度向上の取り組みとして、池や水路の拡大や、フェアウェイ周辺の自然地化、農薬の使用を限定し、無農薬のゴルフ場を目指すこと等を位置づけていました。

ゴルフ場では、自然度向上の取り組みをできる限り積極的に進めてきていますが、洪水時には水路等に土砂が堆積してしまい、維持が難しいという声も聞かれます。

なお、休日には、一般市民への開放を行っているゴルフ場や水辺の楽校に登録し、ゴルフ場内の水路や池を環境学習の場として活用する取り組みも行われています。

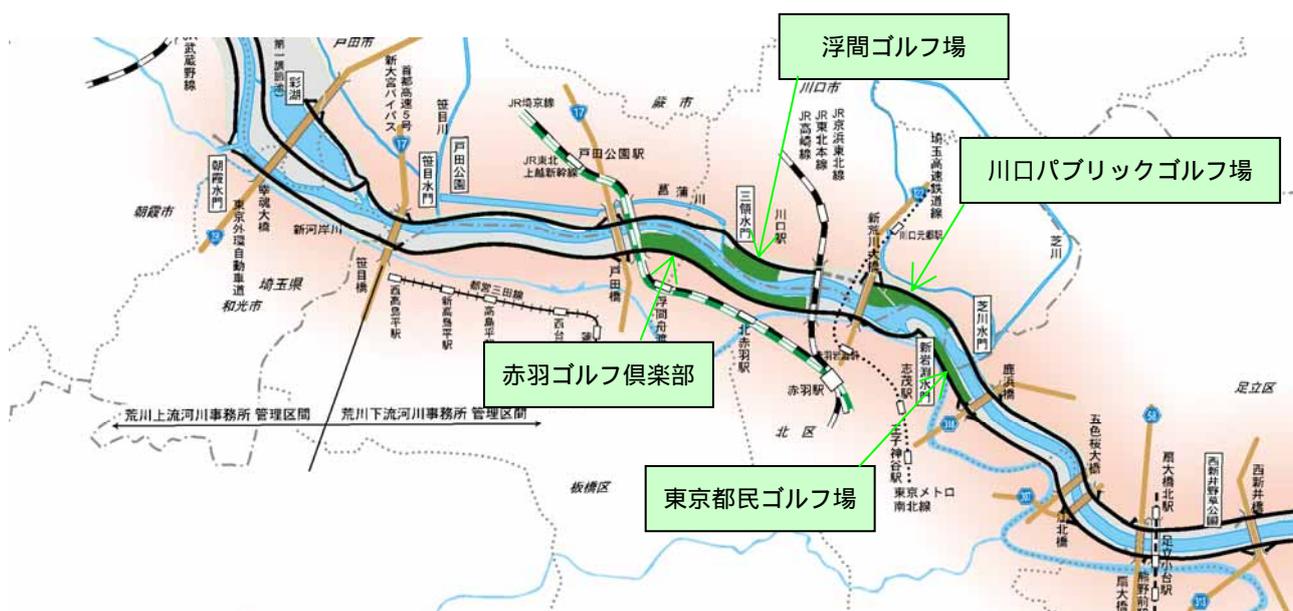


図 3-10 荒川下流部に立地するゴルフ場の位置

表 3-1 荒川下流部に立地するゴルフ場の概要（平成21年4月時点）

名称	地区	面積 (ha)	ホール数等
東京都民ゴルフ場	足立区	12.2	9H
川口パブリックゴルフ場	川口市	21.5	12H+練習場
赤羽ゴルフ倶楽部	北区、板橋区	47.7	18H+練習場
浮間ゴルフ場	川口市	22.4	12H



図 3-11 浮間ゴルフ場における水辺の楽校の活動状況

河川利用の利便施設の現状

荒川下流部には、約 239ha の公園・緑地があり、休日には多くの市民に利用されています。

訪れる人が快適に利用できるように、トイレやベンチ、四阿、駐車場、堤防上の階段・坂路が整備されています。

a) トイレ

河川敷のトイレは、利用者が安心して利用でき、川を汚さないために必要な施設です。荒川下流部のトイレ設置状況は、河川敷や堤防（スーパー堤防上）に概ね 1 km あたりに 1 箇所が設置されており、今までの沿川自治体等の努力により充実してきたものです。また、なかには車イスでも使える多目的トイレも整備されています。

しかし、現在荒川にあるトイレの中にはメンテナンスが行き届かず、悪臭等で快適に利用しづらいものも見られ、河川敷利用者から明るく、清潔なトイレを望む意見が上げられています。



図 3-12 多目的トイレ（江東区）

b) ベンチ・四阿

ベンチや四阿^{あづまや}は、河川空間を快適に利用するためのアメニティ施設であり、河川敷利用者のアンケート結果から、利用者からの要望も多い施設です。利用者の利便性を向上させるためにも、休憩場所となる施設を積極的に設置していくことが望まれます。



図 3-13 四阿（戸田市）

c) 駐車場

荒川下流部の河川敷には限定的に駐車場が設置・管理されています。

一方で、河川敷を散策利用している方等からスポーツ利用以外の人も利用できるようにしたいという要望があります。



図 3-14 荒川河川敷の駐車場の利用状況（板橋区）

d) 堤防の階段・坂路

荒川下流部の堤防は、沿川の地盤高からの高低差が最大約 20m と大きく、平成 8 年当時は、沿川から河川敷にアクセスする場合、急な階段が多いことが課題でしたが、その後、堤防の整備と合わせて、堤防上から河川敷へ緩やかにアクセスするための階段や坂路（スロープ）が整備され、大きく改善されています。また、荒川下流部では、福祉の荒川づくりとして、高齢者の身体能力を疑似体験できる福祉体験広場を整備しました。



図 3-15 堤防の階段の整備例



図 3-16 スロープの整備例

河川敷利用マナーの現状

荒川下流部の河川敷は様々な目的を持った人々により、多様な利用が行われています。

しかし近年、荒川下流部の河川敷では、高速自転車走行やゴルフの練習、ラジコン飛行機、ゴミの不法投棄、不法工作物・不法耕作等の迷惑・危険行為が増加し、重大事故の発生や河川美化の低下につながっています。荒川の将来を考える協議会、市民会議の討議や河川敷利用者等のアンケートにおいても、河川敷利用者間のマナーの悪化が問題提起されることが多くなっており、2市7区共通の河川敷利用ルールを決める等の対策が望まれています。



図 3-17 河川敷への原付の乗り入れ



図 3-18 河川敷でのゴルフ練習

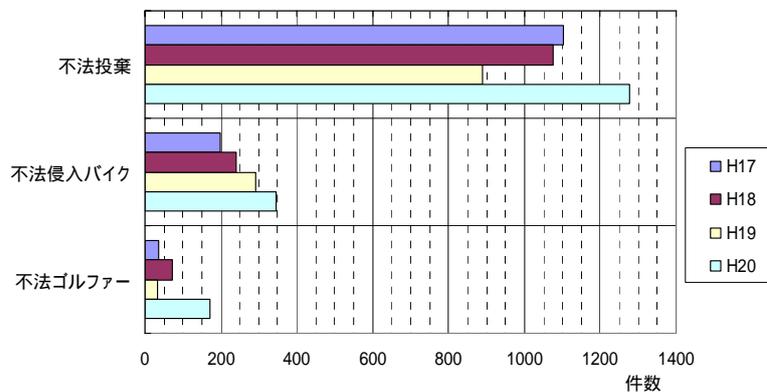


図 3-19 荒川下流部の河川敷における不法行為件数

3) 水面利用の現状

水面利用の現状

荒川の河口から秋ヶ瀬堰までの約 40 kmは船舶が航行することができ、タンカー・水上バス・プレジャーボート・レガッタ等の船舶が多く航行しています。平日は、タンカー、貨物船などの物流利用が多く、週末は戸田橋付近ではレガッタ等が、河口部にかけてはプレジャーボートの利用が盛んとなっています。

また、水面の航行の支援と、災害時の緊急物資輸送の拠点を目的として、沿川自治体におよそ 1 箇所ずつリバーステーションが整備されています。

水上バスは、隅田川、新河岸川、東京湾臨海部等をつなぐルートがあります。荒川下流部区間では、河口部の葛西臨海公園、江戸川区の平井の船着場に不定期便が運航しています。



図 3-20 タンカー



図 3-21 プレジャーボート



図 3-22 ボート競技



図 3-23 水上バス

水面利用のルール

荒川では、船舶航行が盛んですが、その一方で、船舶が通航する際に発生する波（航走波）によって、河岸が侵食され、ヨシなどの水辺の植生の生育が阻害されたり、水際での散策や釣りなどの利用に影響を与えます。また、船舶同士の事故も発生しています。このような課題を解決するため、荒川の水面利用に関するルール等が以下の通り施行されています。



図 3-24 航走波の発生状況

a) 「荒川水系水面利用計画」

安全に快適に荒川の水面利用を行うことを目的として関係機関が協議し「荒川水系水面利用計画」(建設省、埼玉県・東京都)を平成3年8月に策定しています。

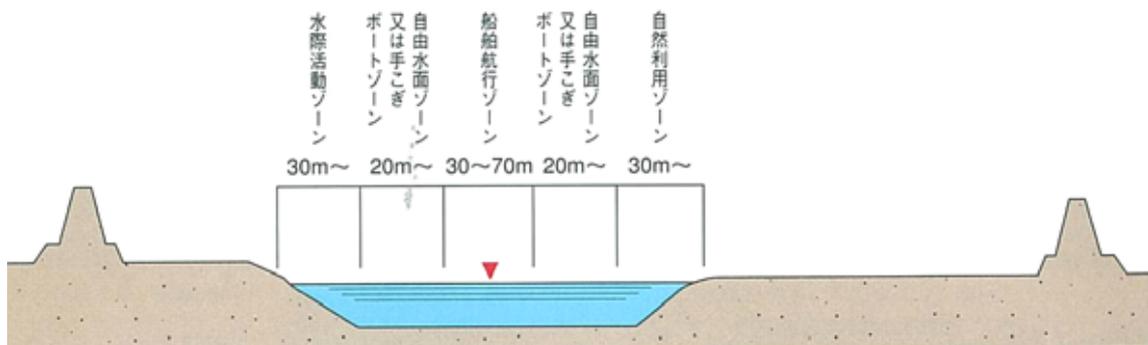


図 3-25 荒川水系水面利用計画の水面利用区分

b) 「荒川における船舶の通航方法」

船舶相互間の調整や河川環境との調和等の観点から、船舶が荒川を通航するにあたって守るべきルールとして、「荒川における船舶の通行方法」が河口から秋ヶ瀬取水堰までの区間について平成13年4月から施行されています。

この区間を「河川舟運促進区域」として位置づけ、河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図るため、船舶等が守るべき通航方法を定めました。また、現地の状況にあわせて以下の5種類の「特定の区域」を設定し、それぞれ通航方法を定めています。

(2) 「特定の区域」で適用となる通航方法

- ①動力船通航禁止区域
手こぎボート（レグッタ等）が安心して通航できるように動力船通航禁止区域を設定します。原則として動力船の通航を禁止します。
- ②自然保全区域
河岸の自然環境を保全するために、自然保全区域を設定します。船舶等の通航を原則として禁止します。
- ③水上オートバイ通航方法制限区域
水面利用の状況や河道の状況を考慮して、水上オートバイ通航方法制限区域を設定します。水上オートバイの不規則な通航を禁止します。
- ④減速区域
河岸の自然環境や係留施設等に係留している船舶に支障が生じないようにするため、減速区域を設定します。航走波による自然環境や係留されている船舶などへ支障を与えないように減速します。

⑤施設管理区域

回転禁止 	動力船通航禁止 	水上オートバイ禁止 	進入禁止 	進入可 
追越し禁止 	行会い・追越し禁止 	汽笛  <ul style="list-style-type: none"> ●この標識が表示されている施設管理区域に進入しようとするときは、長音一回の汽笛信号を行うように努めなければならない。また、当該動力船に接近する他の船舶等は、長音一回の汽笛信号等により応答するように努めなければならない。 		

図 3-26 「特定の区域」の通航方法

c) 「河川航行情報図」

これまで河川には、水深や橋梁の桁下高等の情報を示す図がありませんでした。

荒川では、全国で初めて海図に準じて河川を安全に船舶が航行する上で必要となる情報を、河口～秋ヶ瀬取水堰区間を対象にわかりやすく図にまとめ、「河川航行情報図」として平成18年2月から公表しています。これにより、荒川下流部を航行する船舶は、普段から安心して航行することができますとともに、平常時に荒川を利用しない船舶が災害時に救援・復旧活動を行う際にも円滑に航行や接岸を行うことができます。

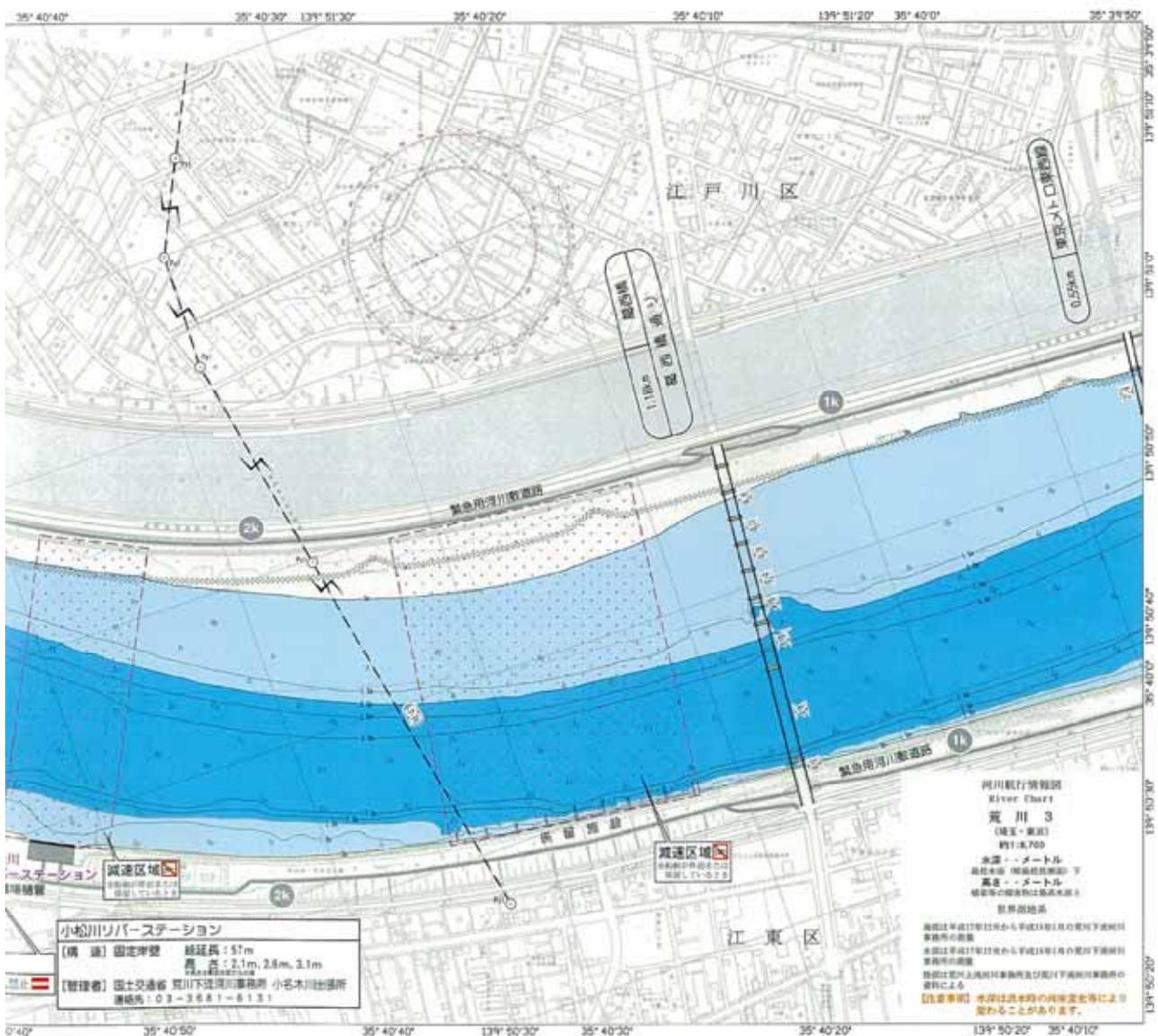


図 3-27 荒川の河川航行情報図の例

(2) 荒川下流部の適正な利用の推進と新たな魅力づくり

1) 河川敷利用の基本的な考え方について

荒川下流部の河川敷は様々な目的を持った方々により、多様な利用が行われています。利用者から、トイレ、ベンチ、植樹、水飲み場等の利用施設の増加を望む意見が上がっている他、河川敷におけるマナーの悪化の問題が発生しています。

このことをふまえ、荒川下流部の河川敷利用の基本的な考え方として、その目標は、「誰もが気持ちよく過ごせる場と雰囲気づくり」とします。

具体的には、河川敷の魅力創出の取り組みとして、植樹やエコアップによる「緑化の推進」や、多目的トイレや木陰等の「利便施設数の増加」、「利用マナーの向上」の取り組みとして年間の苦情数の減少について目標を設定し、取り組んでいきます。また、子どもから高齢者までの幅広い年齢層が荒川を訪れることから、「トイレ等の河川敷施設のバリアフリー化」を進めます。

また、荒川下流部の新たな魅力を作り出すため、河川敷に人を呼ぶためのカフェテラス等の飲食スペースや学習施設としての農園等の設置について、社会実験等の実施を含めて検討していきます。

なお、防災ステーション、緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）等の施設については、災害発生時に円滑に機能させるためにも、平常時からの有効利用に努めていきます。



図 3-28 公園の樹木と木陰



図 3-29 バリアフリーストイレ

2) 河川空間の緑化推進について

河川敷における植樹の検討により木陰を創出していくことや、利用施設であるグラウンド等においてエコアップを進めていくことで、緑化の推進を図ります。

植樹

荒川下流部の河川敷は、河川敷造成の結果、水面と一体となって広く開放的な空間を構成していますが、平らで変化に乏しい面があります。河川敷に樹木を植えることによって、平面的な川の中に、ランドマークやアクセントをつけ、利用者に木陰を提供するとともに、快適に利用できる河川空間を創出することができます。

河川敷に植樹を行う場所に関する基準としては、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」が平成10年に策定されています。また、植樹の樹種については、「荒川下流における植栽種選定の手引き」が平成15年に策定されています（コラム7参照）。

荒川下流部の河川敷における樹木の植樹・伐採・管理の実施に当たっては、これらの基準や手引きに従って個々の場所での対応を検討していきます。



図 3-30 多目的広場と水面の間の樹木



図 3-31 荒川下流植栽種選定の手引き

(コラム7) 荒川下流植栽種選定の手引き

「荒川下流植栽種選定の手引き」では、既存植生の活用の検討、荒川下流部の地域性の考慮、立地条件の考慮、植栽植物種の選定、植栽方法及び植栽パターンという流れで植栽の考え方をまとめています。

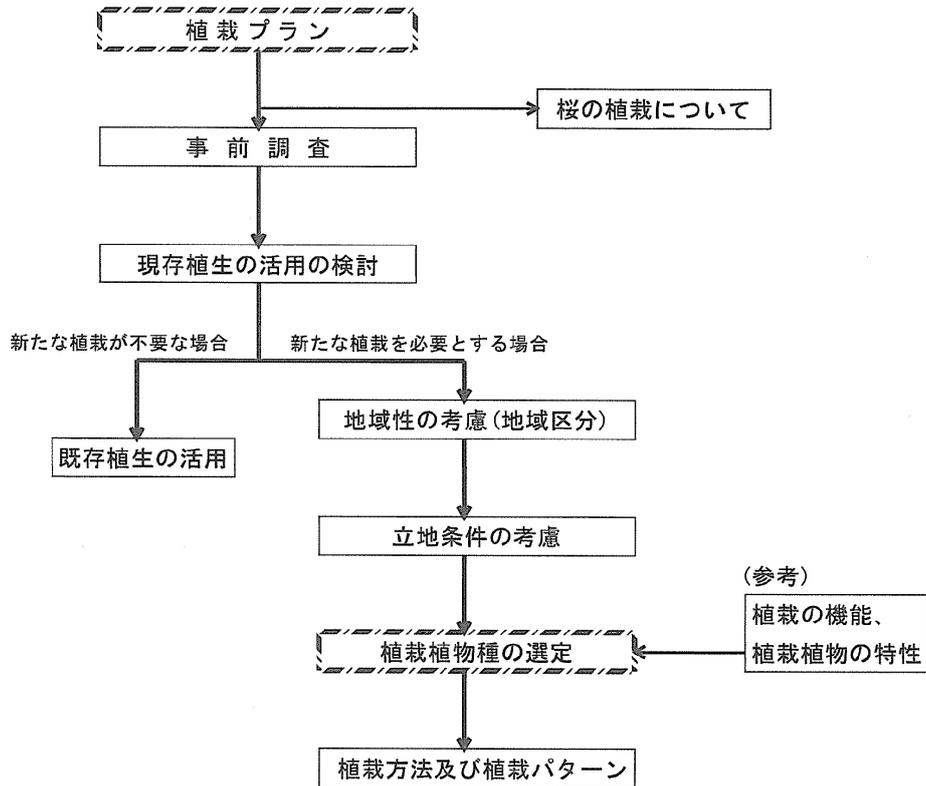


図 3-32 荒川下流部植栽種選定フロー

自然度向上の取組み（エコアップ）

荒川の河川敷は野球場、サッカー場等のグラウンド利用が多く、現状では、週末には、これらのほとんどが利用されるほど利用率が高い状況です。

「荒川将来像計画 1996」では、河川敷の自然度向上の取組みを進め、小さな自然地と大きな自然地や水際のネットワークを形成させるとともに、グラウンドやゴルフ場についての具体的な取組みを位置づけていました。

「荒川将来像計画 2010」では、これまでの取組みの成果をふまえ、グラウンド利用者の安全やゴルフ場の維持等に配慮し、現在まで実施している取組みを維持・保全していくこととします。

a) グラウンドにおける自然度向上の考え方

河川敷のグラウンドについては、川らしい自然環境への配慮や土ぼこり対策を兼ねて、裸地を極力減らし、芝あるいは野草などの草地のグラウンドを目指してきた結果、野球場を中心に草地化されています。

グラウンドの周辺には、灌木や草地など小動物が生息できる場を整備・保全し、自然度の維持・向上を図ります。

また、施設の維持管理やゴミ清掃等、グラウンドの美化を努めるとともに、利用者にもその努力を求めています。



野球グラウンド(外野の緑化と低木の植樹)



サッカー場のフェンス付近の草地

図 3-33 グラウンドにおける自然度向上の取組み

b) ゴルフ場における自然度向上の考え方

ゴルフ場内にある代表的な自然環境は、池、水路、草地、ブッシュ、及び樹林などです。

荒川下流部のゴルフ場では、将来像計画 1996 に従って、まとまりのある自然地をゴルフ場内に保全したり、フェアウェイの周辺は自然地化を図り、ホールとホールの間には自然地の連続性を考慮して背丈の高い植物や水路などを生物の移動経路となるように配慮しています。また、池や水路にはヨシやガマなどの抽水植物を繁茂させ「水と緑のネットワークの創出」を図っています。この他、農薬の使用はできる限り控えるとともに、農薬の河川への流出を監視するため、ゴルフ場内の水路や池で水質検査を年2回以上実施しています。

今後は、これらの環境を維持していくことを基本とし、場合によっては、コースの改善を図ることも検討します。また、ゴルファー以外の方がゴルフ場内の自然を楽しめるように、ゴルフ場を一般開放する日を設けることも検討していきます。



図 3-34 ゴルフ場の池内のガマや周囲の樹木（都民ゴルフ場）



図 3-35 エコアップされた水路（都民ゴルフ場）

3) 利便施設の設置について

荒川下流部の河川敷には様々な方々に利用されていることから、訪れる全ての方が快適に利用できるように、ユニバーサルデザインの理念に沿った形で、荒川下流部の特徴を生かしたトイレ、ベンチ、^{あづまや}四阿等の河川敷利便施設の設置・管理の基本的な考え方をとりまとめます。また、福祉の荒川広場のように高齢者が利用しやすいような施設整備を行っていきます。

トイレ

荒川下流部のトイレは、沿川自治体の努力により充実してきましたが、現在荒川にあるトイレの中にはメンテナンスが行き届かず、悪臭等で快適に利用しづらいものも見られます。

今後トイレの整備、管理にあたっては、利用者にとって快適な環境を整え、河川景観への調和を図ると共に、汚水処理の有効なシステムを備えたものを目指すこととし、以下のとおり検討します。

- a) 洪水の流下や水防活動への影響等の河川管理上支障がない位置において、移動式または固定式トイレの設置を検討します。
- b) トイレ内の照明及び手洗い場等の付属設備の設置に配慮されたものとしします。
- c) 水洗式（あるいはバイオ式）トイレの設置を検討します。また、トイレの清掃等、適切な管理体制を整えます。
- d) 利用者の安全に配慮したデザインや景観へのデザインについても配慮します。



図 3-36 荒川下流部河川敷のトイレの整備例（足立区 虹の広場のバリアフリースペース）

あづまや
ベンチ・四阿

あづまや
ベンチや四阿は、河川敷利用者の利便性を向上させるためにも、積極的に設置していくことが望まれます。このため、人がアクセスしやすい場所や、景観・眺望の良好な地点にベンチや四阿を設置し、ゆったりと荒川の景観を楽しめる場とします。



戸田市 四阿



板橋区 四阿

図 3-37 荒川下流部河川敷の四阿の整備例

駐車場

河川区域内の駐車場設置については、規定に従って、今後も必要に応じて駐車場の設置・管理を行っていきます。

なお、駐車場を今後新たに設置する場合については、利用者の安全に配慮し、動線との交差箇所へのサインの充実、車止めの整備、利用者の安全確保のためのフェンス等を整備します。



図 3-38 荒川河川敷の駐車場

(コラム 8) 駐車場整備にあたっての配慮事項 ~ 荒川将来像計画 (1996) より ~

河川敷内にも必要な所には駐車場を整備し、より利用しやすくします。

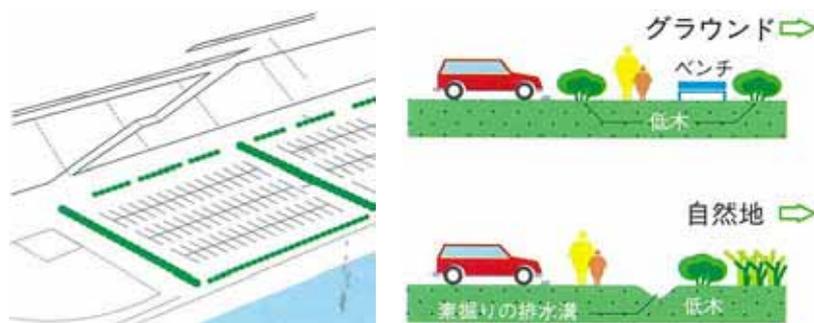
- ・ 駐車場の利用は荒川の利用者に限られるため、利用時間以外の駐車のないよう管理します。
- ・ 夜間や増水時等の非常時に確実に車が堤内地へ移動ができるよう管理されなくてはなりません。
- ・ 駐車場以外に自動車が侵入できないような構造とします。
- ・ 安全の確保に注意するとともに、河川景観に調和したものとなるよう様々な工夫を積極的に取り入れていきます。

荒川における駐車場のあり方

駐車場のアプローチは、他の河川利用者の安全を考えて動線交差部に、車止め・注意看板などを設置します。堤防天端や緊急用河川敷道路は、必要最小限の通過・横断しか認めていないため、なるべく坂路を下りた所に入口がくるよう計画します。また、駐車場以外の場所には入れないよう、植栽で囲むことや、車止めを設置することによって規制します。

河川景観への配慮

- ・ 巨大で単調な空間とならないよう、植栽などで区切るなどの工夫をします。
- ・ 駐車場の舗装は、河川敷の緑の空間と調和するものとし、例えば、芝保護材等をうまく利用することで、草地に似た景観をつくることができます。
- ・ 駐車場以外の侵入防止と周辺への景観調和を考え、周囲を低木・花壇などで囲みます。



植栽で駐車場を区切った計画例 駐車場エッジの計画例
図 3-39 河川敷の駐車場の自然度向上の取組み例

運営・管理

- ・ 河川内の施設の利用時間外には、駐車できないようゲートを閉めます。
- ・ 増水時等の非常時に確実に車を堤内地へ移動できるような体制を整えます。

4) 心地よく過ごせる荒川を目指して

河川敷の利用マナーの改善について

近年、荒川下流部の河川敷では、利用者の増加に伴って、スピードを出した自転車と歩行者との接触事故や、草地でのゴルフの練習等の危険行為、散歩時の犬の放し飼い・糞の放置等のマナーの悪化が問題となっています。荒川の将来を考える協議会、2市7区荒川市民会議の討議や河川敷利用者等のアンケートにおいても、問題提起されることが多くなっています。

このような現状をふまえ、荒川の将来を考える協議会の中で、荒川下流部の沿川市区の問題認識が共有され、かつ荒川下流部の沿川市区において統一した河川敷利用に関するルールを作成していくことについて合意が成されました。

上記を受けて、2市7区と荒川区、及び荒川下流河川事務所で構成する部会を設置し、「荒川下流河川敷利用ルール」を作成し、沿川地域住民及び河川敷利用者への周知徹底を行うことで利用に際しての秩序を維持するとともに、事故の発生を防止することとしました。「荒川下流河川敷利用ルール」は、守るべき項目全てを網羅したものではなく、危険な行為や他人に迷惑をかける行為の中で、特に重要度・危険度の高いものをルールとしたものです。このルールによって、利用者の意識が変わることや、周囲の監視の目が及ぶことで、みんなで荒川を気持ちよく利用しようという雰囲気づくりをすることを目的としています。このルールは、平成21年10月1日から試行され、平成22年4月から本格運用されており、その内容については、看板やチラシ、路面表示などによって広く周知活動を行い、誰もがルールを知り、誰もがルールを守るという環境づくりに努めていきます。



図 3-40 河川敷広場の立看板



図 3-41 緊急用河川敷道路上の標識



図 3-42 迷惑ゴルファーへの注意



図 3-43 バイク等合同パトロール

荒川下流河川敷利用ルール

自転車はいつでも止まれるスピードで走行すること。(目安として時速20km以下)

ゴルフの練習は行わないこと。(素振りを含む)

22時以降は音の出る花火はしないこと。

他の者に迷惑をかける騒音は出さないこと。

ラジコン飛行機は飛ばさないこと。(ヘリコプターを含む)

犬のリードは離さない・フンの放置はしないこと。

ゴミの不法投棄はしないこと。

バーベキュー・たき火等の火気を使用しないこと。

自動車及びオートバイ等は河川敷道路等への進入はしないこと。(許可車両を除く)

ただし、上記9項目のほか明らかに他の利用者に迷惑を及ぼすと認められる行為についても禁止します。

(荒川下流河川敷ルール検討部会)荒川下流河川事務所・江東区・江戸川区・葛飾区・墨田区・荒川区・足立区・北区・板橋区・川口市・戸田市)

図3-44 荒川下流河川敷利用ルール

河川敷における不法構造物、不法耕作対策について

社会的な問題となっているように、河川敷にも不法居住するホームレスが増加し、不法耕作や不法構造物の設置を行っています。河川敷は自由使用が原則ですが、このように特定の人が占有している状況は、治水・環境・利用等の面で河川管理を適切に行う観点から、決して望ましいものではありません。

荒川下流河川事務所は、各市区の関係部局(福祉部局や公園部局)及び警察と合同で、笹目橋から河口までの約29km全域において、「荒川河川敷ホームレス合同巡視」を行っており、荒川河川敷に起居しているホームレスに対し、不法に設置した小屋や放置している荷物について撤去するよう指導を行っています。また、各市区は、健康相談・一時的な保護施設への入居斡旋と社会復帰支援を行い、所轄警察署は、本巡視における行動の立会い等を行っています。この合同巡視を今後とも継続していきます。

また、自然地において多く居住している傾向があることから、自然地の見通しを良くすることで抑止効果を期待することも考えられます。

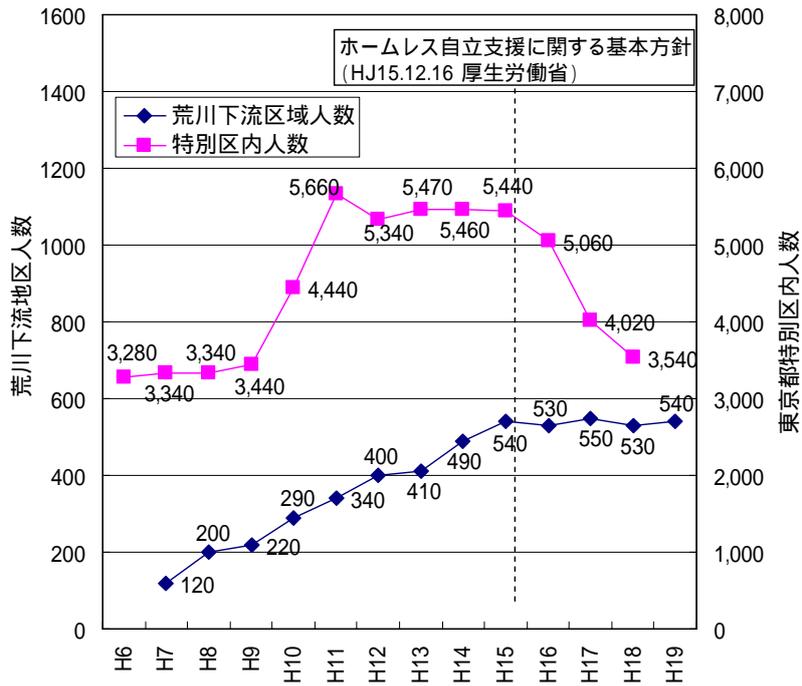


図 3-45 荒川下流部におけるホームレスの人数の推移

注) 特別区内人数は、東京都福祉保険局「東京ホームレス白書」より作成
 荒川下流地区人数は、荒川下流河川事務所調べ



図 3-46 荒川下流部の不法構造物



図 3-47 ホームレス巡視の実施状況

ゴミ対策について

荒川下流部では、水際に漂着するゴミや不法投棄されるゴミ等、様々なゴミ問題を抱えており、重要な課題として、様々な取組みを実施しています。その中で、利用者である地域住民と行政が一体となって荒川のゴミ問題を地域共有の問題として取り組んでいくために、平成12年9月に『荒川下流部ゴミ対策アクションプラン（以下、「ゴミ対策アクションプラン」という）』を策定し、官民協働で活動を実施しています。今後とも、この「ゴミ対策アクションプラン」を継続して推進し、ゴミの捨てにくい環境づくりや環境保全、美化意識の向上等を市民と行政が協働で取り組んでいきます。



図 3-48 水際に打ち上げられたゴミの状況



図 3-49 粗大ゴミの放置状況

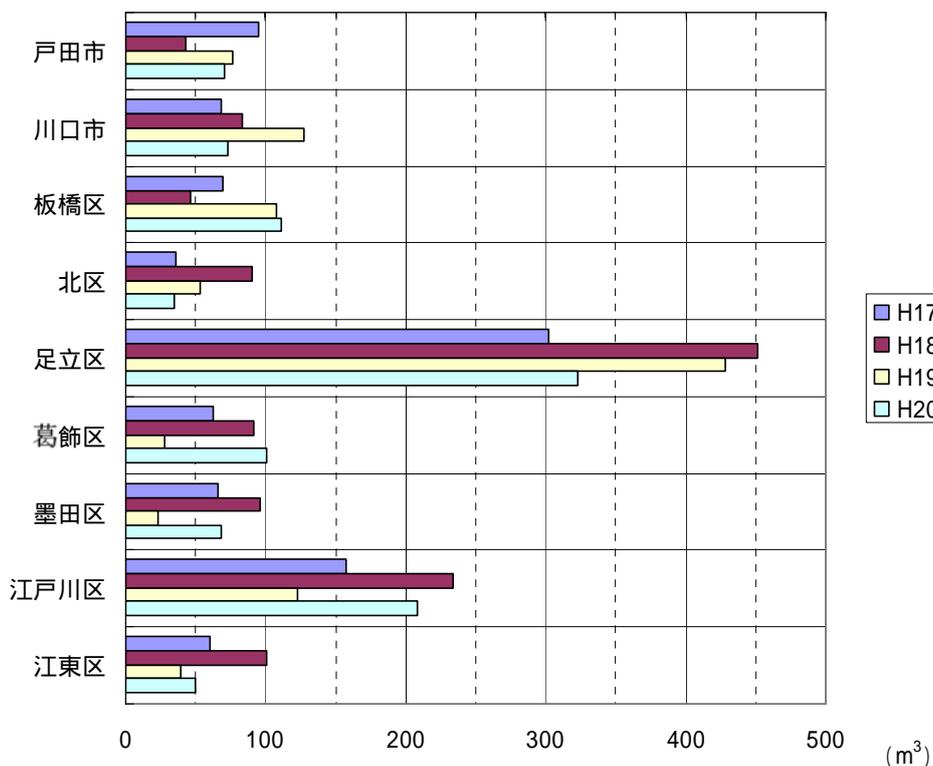


図 3-50 荒川下流部におけるゴミの処分状況

a) 荒川クリーンエイド

『荒川クリーンエイド』は、平成6年から活動しており、市民とNPO、行政が協働で清掃活動を行うもので、「ゴミ対策アクションプラン」の中心的活動に位置づけられています。自然豊かできれいな荒川を取り戻すため、ゴミを種類別に数えながら清掃を行うことで、環境保全意識の向上も同時に行う活動で、近年では約100会場、約1万人規模で継続実施しています。

この活動には市区主催以外の会場において集められたゴミが回収されないという問題点が発生しており、回収ゴミの処理の役割分担の明確化を図り、今後も継続していきます。



図 3-51 荒川クリーンエイド活動の様子

b) 漂着ゴミ対策

『漂着ゴミ対策』は、荒川下流部に上流から漂着する水面や水際のゴミ清掃を行う活動です。特に出水時に浸かる水際には、ゴミが溜まりやすく課題となっています。

国、自治体、市民が協働で、漂着するゴミの対策を進めるとともに、荒川流域全体での発生源対策の取り組みとして、上下流の交流による住民の啓発活動等も進めていきます。



図 3-52 漂着ゴミの様子

c) いつでもできるゴミ拾い

『いつでもできるゴミ拾い』は、気軽に誰もがいつでも活動の規模を問わず、荒川で清掃を行える活動です。気づいた人がゴミ拾いを行う行為に対し、行政機関はゴミ袋と軍手の支給、回収ゴミの処分を担う仕組みで運営されています。

この活動では、一部回収ゴミ（一般）が処分されていない、回収ゴミの集積箇所が不明確、活動に関する広報活動が不十分で地域住民の認知度が低いことが問題点として挙げられます。

今後は、各行政機関の役割分担の徹底を図るとともに、積極的な広報（パンフレット、看板、広報誌、ホームページへの掲載等）活動を展開し、継続して実施します。



図 3-53 『いつでもできるゴミ拾い』の啓発看板

d) ゴミの捨てにくい環境づくり

ソフト面、ハード面の複合的な視点からゴミの捨てにくい環境づくりを進めています。具体的には、ゴミ持ち帰り運動等の啓発活動の実施（ソフト）、車止めや監視カメラの設置（ハード）を実施しています。

今後も継続して、不法投棄を防止するルールの徹底、河川敷からゴミ箱を撤去、定期的な河川敷の不法投棄ゴミの回収等の活動を行います。



図 3-54 荒川河川敷への車止めの例

e) 荒川下流部ゴミ対策協議会

「荒川下流部ゴミ対策協議会」は、「ゴミ対策アクションプラン」の個々のプランについて円滑に実施するための調整機関として位置づけられ、沿川市区と荒川下流河川事務所で設置されたものです。

今後は、定期開催を行うとともに官民協働で実施していく「ゴミ対策アクションプラン」で位置付けられた各種施策に積極的に取り組んでいきます。

(コラム9) 荒川クリーンエイドの仕組み

荒川におけるクリーンエイド活動は、NPO 法人等が事務局的な中間支援組織として積極的な広報活動を行い、地域を巻き込んだ取り組みを展開しています。荒川沿川で活動している市民団体や個人、企業等の多くの関係者が活動に参加しています。また、NPO 法人等には、荒川河川敷で活動する主要な活動団体が参加しており、地元の動員に寄与しています。

当初より流域全体を対象とした活動であり、参加者も非常に多いことから、沿川自治体も積極的にサポートしており、ゴミの処理に加え、自治体そのものが実施団体にもなっています。

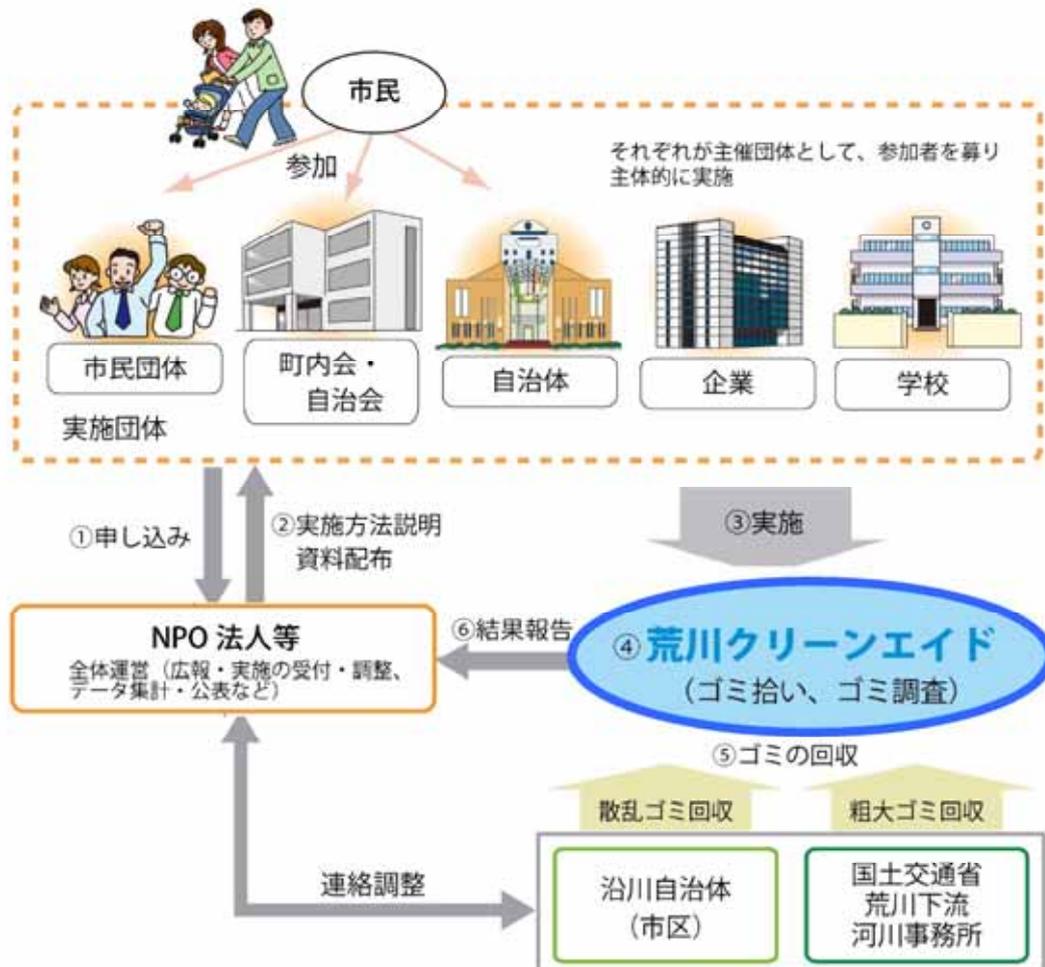


図 3-55 荒川クリーンエイドの取り組み体制

(3) 水面の適正な利用について

1) 水面利用について

「荒川水系水面利用計画」(平成3年8月策定)の水面利用計画に従い、水面利用の現状を正確に捉え、より河川の機能維持、秩序のある利用を促進するための方策を検討していきます。

また、「荒川における船舶の通航方法」(平成13年4月策定)に従い、河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図っていきます。

2) 船着場の利用

現在、荒川下流部で運航されている水上バスのルートは、隅田川、新河岸川、東京湾臨海部等をつないでいます。荒川下流部にも適当な間隔で配置することで、上下流や対岸への移動ができるようになり、川の楽しさが倍増します。この船着場は、荒川の魅力を高めるための水面利用の拠点となるとともに、震災時の物資輸送のための船着場としても重要な役割を担うことになります。今後は、荒川下流部の既存のリバーステーションの活用を図っていきます。



図 3-56 荒川下流部と隅田川の水上バスのコース (平成 21 年 4 月時点)

(出典:パンフレット「水上バスで東京散歩」、(財)東京都公園協会、
http://www.tokyo-park.or.jp/waterbus/party/sougou_000.pdf)

(4) 良好な河川景観を保全する川づくり

荒川の下流部の良好な景観の要素としては、広大な水面や河川敷のヨシ原、桜堤等の自然景観や、公園、橋梁、水門・船着場等の河川管理施設等の人工的景観の2種類に大別されます。

現在良好な河川景観が見られるところについては、その景観を保全することを基本とし、可能であればさらにより良い景観を再生・復元していきます。

現在良好な河川景観が失われているところについては、過去に有していた良好な河川景観の再生・復元もしくは流域の将来像に見合う新たな河川景観の創出を図ります。

1) 自然景観を活かした荒川の景観づくり

荒川の下流区間は、人工的に掘削されたために直線的な河川景観を呈していますが、稠密な大都市圏にあって広々と大きなスケールを有しているため、その荒川の特徴を活かした景観づくりを進めます。また荒川ならではの貴重な自然や水際線に広がるヨシ原、多様な水際ラインをみせるワンドなどの自然景観の特徴を活かすとともに、自然の乏しいところに新たに自然をつくり出し、荒川の魅力ある景観づくりを進めていきます。



図 3-57 笹目橋下流（板橋区、戸田市）



図 3-58 西新井橋上流右岸の自然地（足立区）

2) 歴史文化やランドマークを活かした荒川の景観づくり

荒川には洪水から地域を守るためにつくられ、地域とともに親しまれてきた岩淵水門などの歴史的な遺産や近年整備された荒川ロックゲート等の多くの水門があります。また、かつてワシントンに送られた桜が里帰りして堤防を彩っている桜堤や、かつしかハーブ橋などの美しい橋梁、公園や堤防を利用したスタンドなどがあり、これらは荒川の魅力ある景観を形成するとともに、地域のランドマークとしてなくてはならない景観となっています。これらの歴史文化や地域のランドマークとしての景観を活かした荒川の景観づくりを進めます。

また個性的で開放的な景観は、映画撮影等にも利用されています。さらに花火大会などの地域のイベントが定着しています。愛着のある荒川づくりのために、今後とも荒川を舞台とした映画、テレビ撮影やイベントの安全な開催等に協力していきます。



図 3-59 荒川下流部の歴史文化やランドマークの景観ポイント



図 3-60 旧岩淵水門付近（北区）



図 3-61 かつしかハープ橋



図 3-62 江北桜堤



図 3-63 荒川ロックゲート



図 3-64 板橋リバースタンド 21
（花火大会等の会場）



図 3-65 荒川の土手（テレビドラマのロケ地）



図 3-66 荒川運動公園（富士百景に選定）



図 3-67 小松川スーパー堤防

第5節 自らできる川づくり支援を推進する川づくり

(1) 市民・行政連携による取り組みの実施状況

荒川下流では、平成8年の荒川将来像計画の策定後、下表に示すように「荒川クリーンエイド」や「荒川クリエーション」、「あらかわ学会」等の荒川下流域独自の市民と連携した活動、もしくは行政が市民活動を支援し、より良い荒川の環境の創出・保全を目的とした活動等が充実しています。

荒川の市民活動には、個々の拠点で行われている市民活動と、クリーンエイドのような広域的な活動の大きく2種類があります。

表3-1 荒川下流の市民・行政連携による活動取り組み

種目	名前	主な内容
会議	荒川市民会議	荒川将来像計画の実現に向け、あるべき姿を討議(2市7区に設置)
	地域・市民との連携のあり方を考える懇談会	河川行政を取り巻く情勢の変化および荒川における実績の積み重ねや課題を踏まえ発足、提言をとりまとめました。(活動終了)
市民活動	荒川クリエーション	平成6年度から行政が主体となったイベント、地域交流、情報交流事業を推進
	荒川クリーンエイド	種類別に集計する河川清掃を通じ、美化啓発や環境保全の意識向上を行う活動。流域全体で年間100会場、1万人参加。
	荒川下流市民パトロール隊	河川愛護モニターにかわる仕組みとして、良好な河川管理を目指し市民と連携して情報交換を行う活動。平成16年度設置、隊員数67名
	あらかわ学会	歴史・自然等様々な分野で活動、平成15年にNPO法人化
	河川愛護モニター	地域の要望を把握し、地域と連携を進めるための全国的な取り組み
施設	荒川知水資料館	情報・交流・情報の受発信の拠点、来訪者7万人/年
	あらかわ福祉体験広場	車椅子を体験できる。10年間で3万人以上が参加。
情報媒体	荒川下流河川事務所ホームページ	荒川に関するポータルサイト アクセス数最大60万件/月 http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html
	情報誌「ARA」	荒川流域の生活に密着した情報を掲載

1) 拠点的活動

荒川下流で現在行われている市民活動の「拠点的活動」は、水辺の楽校やワンド・干潟等の整備が行われているような拠点をベースとして行われています。

主な拠点的活動としては、以下のような活動があげられます。

表 3-2 荒川下流の拠点的市民活動の主な事例

活動	場所	整備内容 活動概要	備考
河原町原っぱ	川口市	素掘り池の整備 市民活動展開中	
北区・子どもの水辺	北区	池を中心とした自然地整備 市民活動展開中	子供の水辺 水辺の楽校
本木ワンド	足立区	樋管撤去跡地のワンド化 市民活動展開中	
堀切水辺公園・しょうぶ田	葛飾区	野草系広場 市民グループ活動展開中	
中土手五色池	江戸川区	国土交通省と市民団体で整備 市民団体管理中	
下平井水辺の楽校	江戸川区	池、ワンドの整備 市民活動展開中	水辺の楽校
新砂干潟	江東区	干潟の再生（閉鎖管理中） 市民活動展開中	

2) 広域的活動

広域的な活動の代表的な取組みとして、荒川クリーンエイド活動があります。

「荒川クリーンエイド」は、1994年に荒川放水路の通水70周年を記念して、市民が荒川の一斉清掃のために始めた活動です。対象箇所は、荒川の中流と下流、および支流の三十数カ所（2市9区：川口市、戸田市、板橋区、北区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、荒川区、台東区）であり、1994年には2,600名だった参加者が近年約1万人超となっています。活動会場も設立当初から徐々に拡大してきており、平成20年は全111個所で実施されました。

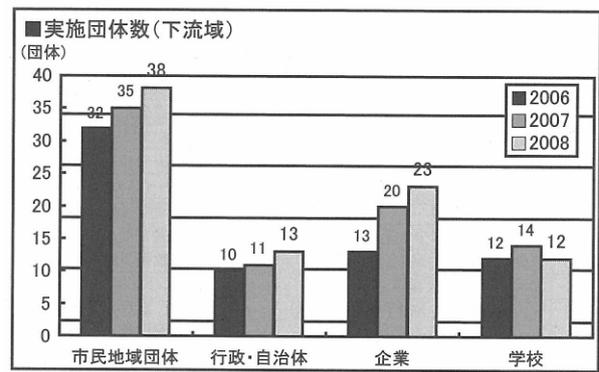
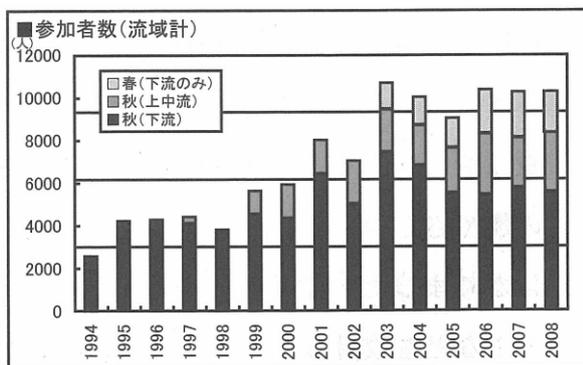
クリーンエイドでは、荒川の河川敷や水辺に落ちているゴミを種類別に集計しながら収集し、それらのゴミがどのようにして捨てられ、それをなくすためにはどうすれば良いか、市民参加で一緒に行動し、一緒に考えようというコンセプトで続けられています。



図 3-1 ヨシ原でのゴミ拾い



図 3-2 干潟でのゴミ拾い



注：雨天中止団体を含む

図 3-3 荒川クリーンエイド活動の参加者数と実施団体数の推移

(出典：荒川でちょっといいことゴミ拾い、荒川クリーンエイド2008報告集)

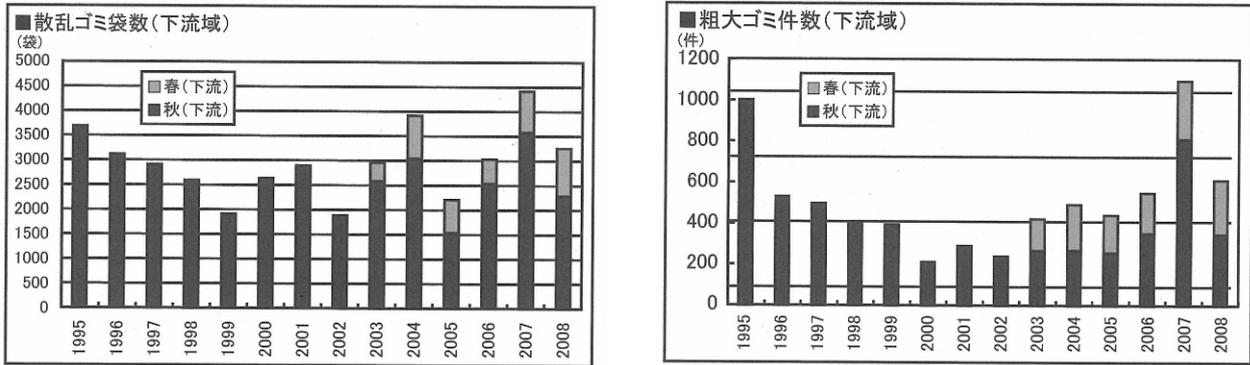


図 3-4 荒川クリーンエイド活動により回収されたゴミ袋数と粗大ゴミ件数

(出典：荒川でちょっといいことゴミ拾い、荒川クリーンエイド 2008 報告集)

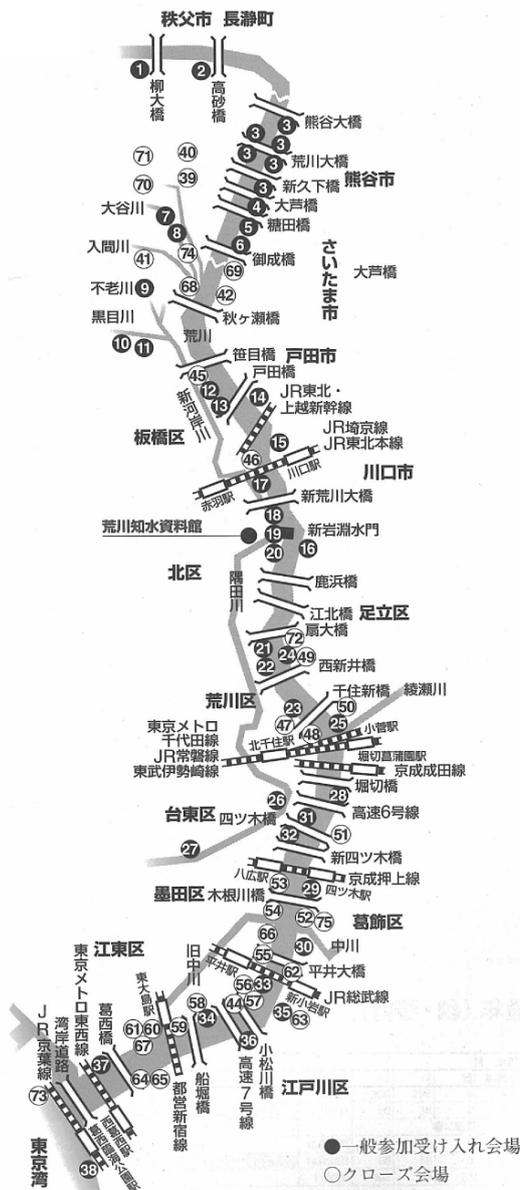


図 3-5 クリーンエイド 2008 年活動会場

(出典：荒川でちょっといいことゴミ拾い、荒川クリーンエイド 2008 報告集)

(2) 今後の荒川下流を守り育てていくための市民活動と行政の連携について

「荒川将来像計画2010」は、河川敷を占有する沿川自治体や河川管理者といった行政機関のみならず、荒川の将来に関心のある市民の方々より広くご意見をお伺いしながら計画を策定しました。また、計画策定後も計画に添い、荒川を守り育てる様々な活動を実施していきたくと考えています。

1) これからの市民活動と行政の連携

市民活動と行政の連携あり方

現在の荒川では、荒川を身近な自然として「河川環境を活用したい・維持していきたい」と思う地域住民によって、多くの活動が実施されています。これら活動は、清掃活動や施設の修繕、草刈り、環境保全といった河川空間管理の分野にも広がっています。

このような、地域住民自ら取り組む活動と行政が連携して河川環境を保全していく仕組みを検討していきます。

荒川においては、個々の拠点における活動の活性化と、広域的な活動を支えるクリーンエイドのような団体活動が両輪のようになって地域を連携させていくことが望まれます。

市民活動と行政の連携に向けた具体策

a) 拠点的活動

ア) 計画段階からの協働

行政は、地元自治会や商店街、小学校等と計画段階から情報共有や協働することで、地元の活性化や地元の関心の高まりにつながる計画となるように、留意します。

イ) 積極的な広報活動

活動団体は自治体、地元の自治会や学校への広報・情報提供を積極的に実施します。

また、イベント等の開催にあたり、自治体広報誌への掲載や行政関係施設での掲示等、広報媒体の提供を通じた市民活動と行政との連携を行っていきます。

ウ) 協議会方式による協働管理

水辺空間の利活用や、清掃美化活動など沿川住民の意識向上を求めていくためには、活動に対する共感・参加者の輪を広げていくことが重要です。個々の団体が独自に活動をするのではなく、国、自治体、自治会、関係機関、地元住民等が集まった協議会を設立し、関係者間で協議をしながら、互いに実施可能な役割を分担しながら管理を行っていくことも検討していきます。

エ) 市民活動と行政の協働の仕組みづくり

行政と市民がスムーズな連携を行っていくため、行政側の連携や相談の窓口を積極的に PR していきます。

また、環境保全や子どもの育成活動に対する助成制度の拡充によるボランティア保険加入のサポートや資機材の提供の可能性、活動にあたって必要な資機材等を提供する倉庫の設置、河川敷を利用しているスポーツ団体や河川沿いに隣接している公共施設等と連携する仕組み、公益的な市民活動に対して社会貢献等の表彰制度を設置する等の市民活動に対するインセンティブを与えるような取り組みを検討していきます。

b) 中間支援的組織による広域的活動の運営

拠点的な活動だけでは対処できない流域全体にかかる課題について、地域の代表、市民活動のリーダーが協働して対応していくための中間支援組織の立ち上げを検討します。この中間支援組織は、住民と行政をつなぐ橋渡しの役割を担うとともに、個々の拠点における活動を連携させる窓口として機能するようにします。

例えば、荒川クリーンエイド活動では、NPO 法人が中間支援組織的に流域全体の調整を実施することで、クリーンエイド活動の主体となる個々の市民やグループの活動と行政の橋渡しを行い、活動の規模と継続性が維持されています。このような活動が、広域的な活動を行っていくために重要と考えられます。

2) 荒川市民会議による討議の推進について

「荒川将来像計画 1996」の策定後、荒川下流部のあるべき姿を議論するために、関係2市7区に荒川市民会議が平成9年に設置され、その後約10年あまり議論が続けられてきました。

今回、荒川将来像計画 2010 の策定にあたり、全体荒川市民会議からの提言や将来像計画の進捗確認をより一層推進していくため、2市7区荒川市民会議の代表者で構成される荒川市民会議代表者会議を新たに設置します。荒川市民会議代表者会議は、荒川の将来を考える協議会へ、荒川全体に関わる課題などの提言と、各市区の荒川市民会議へ、問題解決のための助言をすることを目的とした会議です。

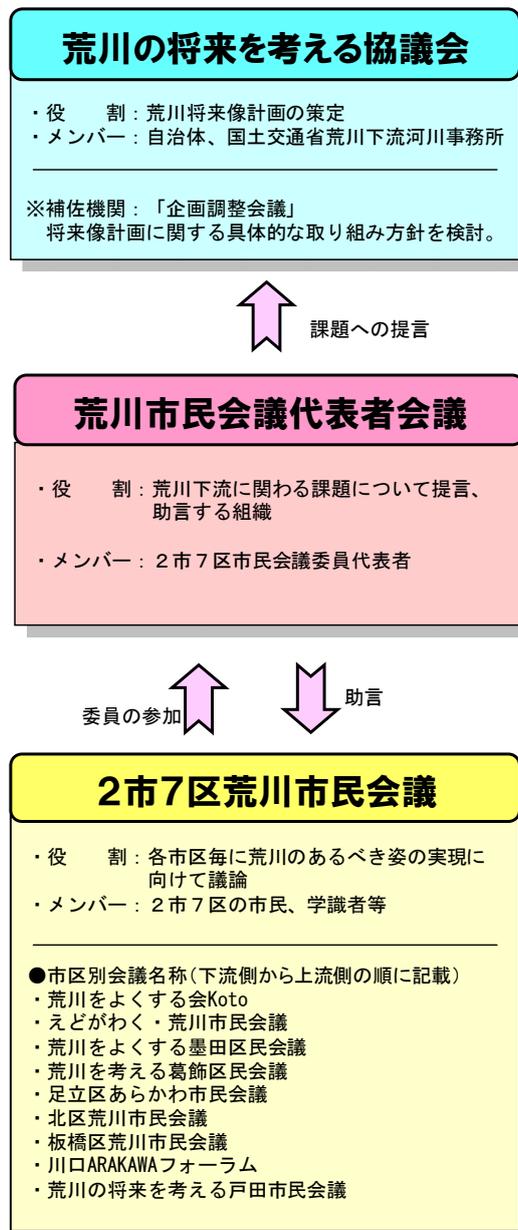


図 3-6 今後の荒川市民会議代表者会議と全体市民会議の位置づけ